

A 事業

令和 7 年度 電気自動車等の充電設備整備事業

《補助金申請の手引き》

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

令和 7 年 6 月 (Ver.1)

補助金の交付申請又は補助金の受給をされる皆様へ

鹿児島県からの委託により一般財団法人鹿児島県環境技術協会（以下「協会」という。）が交付する「令和7年度電気自動車等の充電設備整備事業補助金」（以下「本補助金」という。）については、公的資金である鹿児島県の補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。このため、協会としても本補助金に係る不正行為に対して厳格に対処いたします。

協会が交付手続きを行う本補助金に対し交付申請される方、補助金交付が決定し本補助金を受給される方におかれましては、以下の点に十分にご留意された上で、本補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本補助金の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記入を行わないでください。
2. 充電設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。協会は、本補助金の交付対象として設置された充電設備について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、補助対象設備等の保有義務期間中に、充電設備や同設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し充電設備の撤去などが求められた場合は、協会（令和8年3月14日以降は鹿児島県。以下同じ。）は申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
3. 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。充電設備等設置後に土地の使用権限がなく充電設備を撤去する場合には、協会は申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
4. 本補助金制度において規定している補助対象設備等の保有義務期間は、同設備等の減価償却期間と一致しない場合もありますので、会計上及び税務上の処理の際はご注意ください。
5. 本補助金で取得した財産（以下「取得財産等」という。）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときには、事前に処分内容などにつき協会の承認を受けなくてはなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査を行います。
6. 偽りその他の不正な方法により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、協会として、本補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者に対して必要に応じて現地調査などを行います。
7. 不正行為が認められたときは、本補助金に係る交付決定の取消しを行うと共に、補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。既に受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返納いただくことになります。

この「令和7年度電気自動車等の充電設備整備事業 補助金申請の手引き」は、「令和7年度電気自動車等の充電設備整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)」とあわせてご利用ください。
要綱及びこの手引きは、随時改訂されますので、申請時点において最新のものであるかWEBページで確認のうえご利用ください。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 事業の内容	1
1-3. 申請することができる方	2
1-4. 補助対象者の要件	2
1-5. 取得財産等の管理と保有義務期間	2
2. 申請の前提条件と要件	3
2-1. 申請の前提条件	3
2-2. 申請の要件	4
3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項：全事業共通	5
3-1. 補助事業の流れ	5
3-2. 交付申請	6
3-3. 交付申請書類の提出期限	6
3-4. 交付申請書類の受理等	6
3-5. 交付申請書類の審査等	6
3-6. 交付決定通知書発行	6
3-7. 充電設備の発注及び設置工事の施工開始	6
3-8. 変更申請	7
3-9. 申請書類の送付先	7
3-10. 設置工事の完了・支払いの完了	7
3-11. 実績報告書及び補助金交付請求書の提出	8
3-12. 受付・審査・補助金の額の確定	8
3-13. 補助金額確定通知書発行・補助金交付	8
4. 補助対象経費	9
4-1. 補助対象経費及び補助金額	9
4-2. 充電設備の設置パターン（新規設置/追加設置/入替設置）	11
4-3. 充電設備の補助金交付額の算定	11
4-4. 設置工事の補助金交付額の算定	12
4-5. 充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説	12
4-6. 充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表	14
4-7. 充電設備等設置工事の要件	22
4-8. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）	24

5. 交付申請の提出：全事業共通	25
5-1. 提出書類	25
5-3. 「事業計画書」	28
5-3-1. 充電設備の購入費	28
5-3-2. 充電設備の設置工事費	29
5-4. 「収支予算書」	29
5-5. 県税について未納がないことの証明書	29
5-6. 申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証等）	31
5-6-1. 申請者が法人の場合	31
5-6-2. 申請者が法人格をもたない集合住宅管理組合の場合	31
5-6-3. 申請者が法人格をもたない個人事業者の場合	31
5-6-4. 申請者が認可地縁団体の場合	32
5-6-5. 申請者が個人の場合	32
5-7. 見積依頼書・仕様書	33
5-8. 充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）	33
5-9. 充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）	35
5-10. 充電設備等設置工事の申告方法	37
5-10-1. 会社別見積書一覧	38
5-10-2. 充電設備等設置工事申告計算書の申告額	38
5-10-3. 充電設備等設置工事申告計算書の工事内容	39
5-10-4. 工事申請要件の確認及び充電設備の運用方法	39
5-11. 「工事要部写真」	39
5-12. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図	41
5-12-1. 設置場所見取図	41
5-12-2. 平面図	42
5-12-3. 電気系統図	43
5-12-4. 配線ルート図	44
5-13. 充電設備を設置する場所にかかる証明	46
5-14. 高圧受変電設備を申請する場合	47
5-15. デマンドコントローラー及び課金デバイスを申請する場合	48
5-16. 付帯設備設置工事を申請する場合（メーカー名、型式、価格の記載がある資料）	48
5-17. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合	49
5-18. リース契約に基づく申請の場合	51
5-18-1. 提出書類	51
5-19-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合	53
5-19-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合	56
5-19-2-1. 提出書類	56
5-19-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合	58
5-19-3-1. 提出書類	58

5-20. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合	60
5-21. 交付決定前に事業に着手する場合	60
5-22. 国補助を併用する申請の場合	61
5-23. 要部写真の提出資料 1/2（高圧受変電設備工事を申告した場合は、次ページを確認してください。）	62
6. 「給油所」への充電設備設置事業の説明と提出書類	64
6-1. 「給油所への充電設備設置事業」の申請要件	64
6-2. 提出書類および申告内容	65
6-3. 設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類	65
6-4. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類	65
6-5. 設置する施設等の説明	66
6-6. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先	66
7-1. 「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業」の申請要件	67
7-2. 提出書類および申告内容	68
7-3. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類	69
7-4. 「時間貸し駐車場」にて申請する場合に必要な書類	70
7-5. 設置する施設等の説明	70
7-6. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先	70
8. 「集合住宅」への充電設備設置事業の説明と提出書類	72
8-1. 「集合住宅への充電設備設置事業」の申請要件	72
8-2. 提出書類および申告内容	73
8-3. 集合住宅であることを証する書類	74
8-4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類	74
8-5. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類	75
8-6. 管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（分譲済の場合）	75
8-7. 賃貸集合住宅で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類	76
8-8. 実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要な書類	77
9. 「月極駐車場」への充電設備設置事業の説明と提出書類	80
9-1. 「月極駐車場への充電設備設置事業」の申請要件	80
9-2. 提出書類および申告内容	81
9-3. 月極駐車場の賃貸借契約書	81
9-4. 実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要な書類	81
9-5. 設置する施設等の説明	82

10. 「事務所・工場等」への充電設備設置事業の説明と提出書類	84
10-1. 「事務所・工場等への充電設備設置事業」の申請要件	84
10-2. 特有の提出書類および申告内容	85
10-3. 実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に 必要な書類	85
10-4. 設置する施設等の説明	87
11	
12	
V2Hについては現在調整中	
13. 実績報告の提出：全事業共通	91
13-1. 提出書類	91
13-2. 「実績報告書及び補助金交付請求書」	93
13-3. 「事業実績書」	93
13-4. 「収支精算書」	93
13-5. 「振込口座届出書」	93
13-6. 充電設備本体の発注書または契約書	94
13-7. 充電設備本体の支払いを証する領収書等	95
13-8. 充電設備本体の保証書等	95
13-9. 工事費の支払いを証する領収書等	96
13-10. 充電設備等設置工事の実績申告（エクセルファイルへの入力）	97
13-10-1. 会社別請求書一覧（エクセルファイルへの入力）	97
13-10-2. 充電設備等設置工事実績申告の申告額（エクセルファイルへの入力）	97
13-10-3. 充電設備等設置工事実績申告の工事内容（エクセルファイルへの入力）	97
13-11. 「工事要部写真」（第20号様式）	97
13-12. 完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図	98
13-13. 「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」	98
13-14. 特別措置の支払いを証する書類（特別措置にて電力契約を結び充電設備を設 置した報告の場合）	98
13-15. 「補助金貸与料金の算定根拠明細書」（リース契約に基づく報告の場合）	99
13-16. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）	100
13-16-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達した場合	100
13-16-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達した場合	103
13-16-3. 設置工事を資本関係に工事施工会社から調達した場合	104
13-17. 管理組合から許諾を受けたことを証する書類	105

13-17-1. 提出書類	105
13-17-2. 駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等、写し）	105
13-18. 賃貸用の集合住宅で所有者から許諾を受けたことを証する書類	105
13-18-1. 提出書類	105
13-18-2. 駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等、写し）	105
13-19. 国補助の補助金額確定通知書の写し（国補助等を併用する報告の場合） ..	106
13-20. 高圧受変電設備を報告する場合	106
14. 取下げ・変更等	108
14- 1. 申請取下げ	108
14- 2. 実施状況の報告	108
14- 3. 工事完了日遅延等報告	108
14- 4. 変更	108
14- 4- 1. 「変更申請書」	109
14- 4- 2. 「事業変更計画書」	109
14- 4- 3. 「変更収支予算書」	109
15. 財産処分の手続き	110
15- 1. 処分を制限された取得財産等の処分	110
15- 2. 処分をする場合の手続きと注意事項	110
15- 3. 取得財産等の譲渡	111
15- 4. 取得財産等の廃棄	111
15- 5. 取得財産等の移設	112
16. 補助事業の経理	113
16- 1. 補助事業の経理の書類保管及び処理等	113
17. 補助事業の調査	113
17- 1. 実地調査（立入調査）	113

1. 事業の概要

1-1. 事業の目的

この補助事業は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入にかかる経費を補助することによって、電気自動車等を安心・快適に利用できる環境を整備し、電気自動車等の普及・促進を図り、鹿児島県内の温室ガス排出量の削減を目指すことを目的としております。

1-2. 事業の内容

電気自動車等用の充電設備を「新品」で購入し設置を行う方に対し、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

- ・「新品」とは、当該補助事業の交付決定通知後に充電設備の発注及び支払いをし、充電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が原則として交付決定通知後の充電設備をいう。

補助金を交付する事業は下表のとおりです。詳しい説明は、事業毎の説明を参照してください。

補助対象事業	事業内容
給油所への充電設備設置事業	経路充電のために、電気自動車等の普及に特に有効と認められる給油所に急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及びコンセントスタンド（以下、「普通充電設備等」という。）等を設置する事業
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	目的地充電のために、急速充電設備、普通充電設備等又はV2H充放電設備※を設置する事業
集合住宅への充電設備設置事業	基礎充電のために、集合住宅に属する駐車場に、急速充電設備、普通充電設備等又はV2H充放電設備※を設置する事業
月極駐車場への充電設備設置事業	基礎充電のために、月極駐車場に、急速充電設備、普通充電設備等を設置する事業
事務所・工場等への充電設備設置事業	基礎充電のために、事務所・工場等に勤務する従業員、事業者が利用する駐車場に急速充電設備、普通充電設備等又はV2H充放電設備を設置する事業

※V2H 充放電設備設置事業については現在、調整中。

1－3. 申請することができる方

経済産業省が交付する令和6度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」（以下、「国補助」という。）において一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が承認した補助対象とする充電設備を今後購入（所有）し、充電設備を設置する土地の使用権限を有する以下の方が申請することができます。

- （１）法人（国、地方公共団体、独立行政法人及び国又は地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超えるものを除く。）及び個人事業者
- （２）法人格を有しない集合住宅管理組合
- （３）集合住宅の所有者（全ての住居を同一の者が所有し、賃貸する場合に限る。）
- （４）月極駐車場の所有者（全ての区画を同一の者が所有し、賃貸する場合に限る。）

1－4. 補助対象者の要件

補助金の交付対象となる方（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす必要があります。

- （１）鹿児島県税に未納がないこと。
- （２）代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- （３）その他、本補助金の目的を達成するために必要なこととして協会が定めること。

1－5. 取得財産等の管理と保有義務期間

- ・補助金の交付を受けた方は、補助金により取得した充電設備及び付帯設備等（以下、「取得財産等」という。）については、充電設備設置完了後においても、充電設備の設置が完了した日から5年間（以下「保有義務期間」という。）、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運用を図らなくてはなりません。
- ・補助金の交付を受けた方は、取得財産等について、「補助金取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」（第18号様式）を備え、管理するとともに、実績報告時に協会に提出しなくてはなりません。
- ・保有義務期間内に取得財産等の保有が困難になりやむを得ず処分を行う場合には、事前に協会へ「財産処分承認申請書」（第17号様式）を提出しなくてはなりません。
- ・「財産処分承認申請書」を提出された場合は、協会の承認を得た上で処分をすることができます。協会が「財産処分承認申請書」の内容や処分の目的を勘案し、交付された補助金の全部又は一部の返還を申請者に求めることがあります。

2. 申請の前提条件と要件

2-1. 申請の前提条件

- (1) 申請者は、充電設備の購入及び設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件及び事業毎に定めた要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件及び採択のスケジュール等を確認の上、日程を計画してください。
- (4) 「同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事」を「一つの工事」といいます。
同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も「一つの工事」となります。
- (5) 充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (6) 充電設備は、駐車スペース 1 台分につき、1 基設置することを条件とします。ただし、充電コネクタが 2 つ以上又は充電部が 2 基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた台数分の駐車スペースを計画してください。
- (7) 駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないように適切なスペースを確保してください。駐車スペースの目安は幅 2.5m、奥行き 5m とします。
- (8) 補助対象となる充電設備は、国補助においてセンターが承認した補助対象とする充電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「補助対象充電設備型式一覧表」が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）
- (9) 補助対象となる設置工事は、国補助においてセンターが定める設置工事項目が対象となります。
- (10) 申請者は充電設備を設置する土地及び建物の使用権限を有していることが必要です。
- (11) 充電設備等設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますので協会へ報告してください。

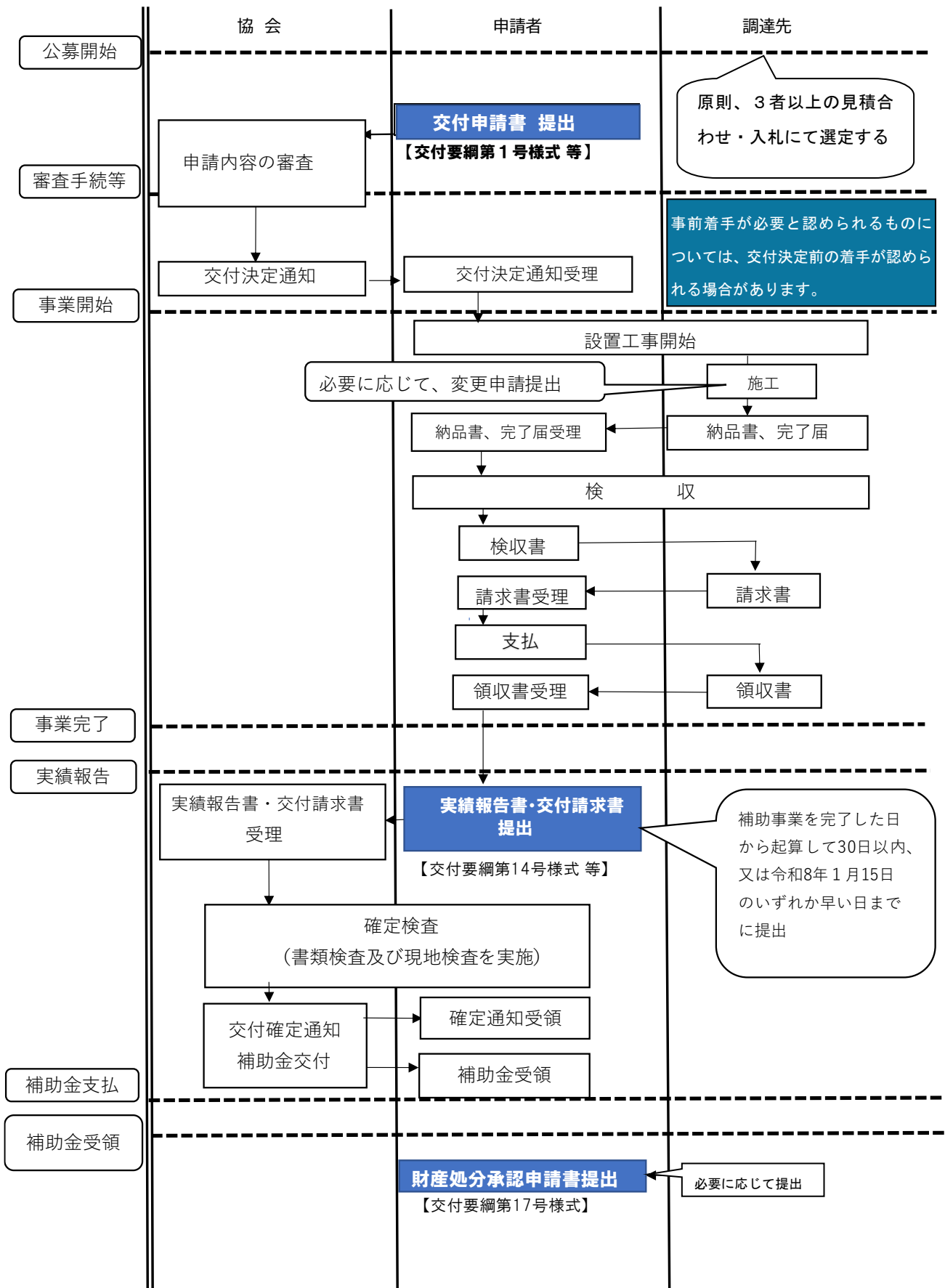
2－2. 申請の要件

補助金の交付決定を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。なお、下記に掲げること以外にも申請する事業に応じて申請要件がありますので、詳細は本書の事業毎の「充電設備設置事業の説明と提出書類」を確認してください。

- (1) 一つの工事毎に申請していること。
- (2) 充電設備は鹿児島県内に設置されるものであること。
- (3) 充電設備を設置する土地及び建物がある場合は、それらの使用権限を有していることを確認するため、土地及び建物の履歴事項全部証明書を提出し、申請者が所有者でない場合は、土地及び建物の所有者が充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
- (4) 申請者が「1－4. 補助対象者の要件」の(1)～(3)を満たしていること。
- (5) 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
- (6) 充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。
- (7) 充電設備の発注及び設置工事の施工は、交付決定通知後に行うこと。ただし、事前着手について協会が承認した場合はこの限りでない。
- (8) 補助対象経費に申請者と資本関係にある会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、申告をすること。
- (9) 原則として、補助事業が完了した日（工事完了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日をいう。）から30日以内又は令和8年1月15日のいずれか早い日までに実績の報告をすること。
- (10) 設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）は保有義務期間5年を満了できること。
- (11) 補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込みであること。

3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項：全事業共通

3-1. 補助事業の流れ



3－2．交付申請

申請される方は、「補助金交付申請書」（第1号様式）及び必要な添付書類（提出書類等チェックリストおよび要綱別表第4に示したものを）を協会に2部提出してください。

3－3．交付申請書類の提出期限

令和7年11月28日（金）とします。

上記提出期限までの消印のある交付申請書類が有効です。なお、申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、交付申請書類の提出期限前であっても受付を終了します。その場合は、協会のホームページ上で告知します。

3－4．交付申請書類の受理等

- ・ 交付申請書類が到着した場合は、「補助金交付申請書」及び提出書類の記載内容が適正なものについては受理し、申請書が所定の様式でない、若しくは申請の要件を満たしていない場合等、協会が適正でないと認めたものは、受理しないこととするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・ 不足及び一部の必要書類に不備がある、確認すべき事由又は修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するよう協会から連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。
- ・ 協会からの指示に従わず、協会が定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は交付申請書類が無効になる場合があります。

3－5．交付申請書類の審査等

- ・ 受理された交付申請は、提出された書類をもとに協会が審査を行い交付額の算定をします。
- ・ 必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3－6．交付決定通知書発行

- ・ 審査の結果、交付が決定した申請者に通知します。
- ・ 交付決定までの期間は、受理日から1か月程度を目途とします。ただし、申請が集中した場合はさらに時間を要する場合があります。
- ・ 国補助の併用を予定している申請の場合は、国補助の交付決定通知書又は採択結果の公表を待って本補助金の交付決定を行います。
- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合があります。その場合は、その条件を履行する必要があります。

3－7．充電設備の発注及び設置工事の施工開始

- ・ 交付決定通知後に充電設備の発注及び充電設備の工事の施工開始をしてください。
- ・ 設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部又は全部の工事の開始のことをいいます。
- ・ 国や他の自治体等からの補助金の併給を受ける場合等、やむを得ない理由により、交付決定通知を待たずに充電設備の発注又は充電設備の工事の施工を開始するなど、事業に

着手したい場合は、交付申請書の提出に併せて「事前着手承認申請書」（第6号様式）を協会に提出して承認を得る必要があります。これらの手順をふまえずに着手されているものについては、本補助金の交付対象となりません。詳しくは、「5-21 交付決定前に事業に着手する場合」の説明を参照してください。

3-8. 変更申請

- ・原則として、「補助金交付決定通知書」（第5号様式）で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・申請者は、交付決定通知後に、補助対象経費で20%を超える増減、実施箇所若しくは充電設備の種類の変更、設置基数の増減または発注先の変更が生じたときは、「変更申請書」（第8号様式）及び必要な添付書類を協会に提出し、承認を得る必要があります。
- ・変更申請が必要であるにもかかわらず、実績の報告までに申請されていない場合は、交付決定が取り消されることがありますので注意してください。
- ・補助金の有効利用の観点から、変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・詳しくは、「13-4. 変更」の説明を参照してください。

3-9. 申請書類の送付先

〒891-0132

鹿児島市七ツ島一丁目1番地5

一般財団法人鹿児島県環境技術協会 宛

- ・「充電設備整備事業交付申請書 在中」と朱書きしてください。
- ・「補助金交付申請書」及び必要な添付書類を、上記の宛先へ**2部**送付してください。
- ・発送と受領の記録が残る方法で、協会宛に送付してください。交付申請書類は「信書」にあたることから、特定信書便、簡易書留郵便又はレターパックなどをご利用ください。
- ・提出された申請書類は返却できません。**必ず控え（コピー）をお手元に保管してください。**

3-10. 設置工事の完了・支払いの完了

- ・設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備が稼働できる状態であることをいいます。
- ・支払いの完了とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了したことをいいます。
- ・事業計画書に記載した設置工事完了予定時期までに工事が完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、あらかじめ協会へ報告し、承認又は指示を受けてください。

3-11. 実績報告書及び補助金交付請求書の提出

- ・実績報告とは、充電設備の設置工事を完了し、充電設備の購入費及び設置工事費の全ての支払いを完了させた後、「実績報告書及び補助金交付請求書」（第14号様式）及び必要な添付書類（提出用書類等チェックリストおよび要綱別表第5に示したもの）を協会に提出することをいいます。
- ・実績報告は、充電設備設置工事完了日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内に行ってください。
- ・実績報告の報告期限は、**令和8年1月15日（木）**です。原則として、この日を超えることはできません。報告期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受理できません。その場合、交付決定を受けていたとしても本補助金の交付を受けられません。

3-12. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績報告があった場合、報告内容、提出書類及び記載内容が適正であるものについて受理し、審査を行います。実績審査の方法は、交付要綱等に基づき適正な実績報告が行われていること及び交付決定の内容のとおりに行われている等を満たしていることなどを協会は審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-13. 補助金額確定通知書発行・補助金交付

- ・「3-12. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金交付確定通知書」（第15号様式）により通知します。
- ・補助金は、確定通知発行後「振込口座届出書」（第16号様式）に記載された申請者名義の金融機関の指定口座に振り込みます。（振込口座は、原則として申請者名義の口座に限ります。）

4 補助対象経費

4-1. 補助対象経費及び補助金額

本補助事業は、充電設備の購入費と充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表-1に定める方法により算出し、補助金額を交付します。なお、充電設備の設置工事の内容は、「4-6. 充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表」を参照してください。

表-1 補助対象経費及び補助金額

(1) 国補助を併用する場合

補助対象経費	補 助 金 額 ^{注2}
充電設備の購入費 ・ 急速充電設備 ^{注3注4} ・ 普通充電設備等	設備補助 ^{注1} の補助率1/2の欄に示された金額の1/2、又は購入価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。以下同じ。）の1/4の金額、いずれか低い額以内
充電設備の設置 工事費 ・ 普通充電設備	補助対象外

注1「設備補助」とは、令和6年度補正クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「令和6年度補正（第1期、第2期）補助対象充電設備型式一覧表」に示された同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額をいう。

注2 補助金額は、千円未満を切り捨てる。

注3 「国補助」の定額（1分の1以内）を除く。

注4 急速充電設備は定格出力 50kW 以上のものを対象とする。ただし、従業員駐車場、社有駐車場については定格出力 10kW 以上のものとする。

(2) 国補助を併用しない場合

補助対象経費	補 助 金 額 ^{注2}
充電設備の購入費 ・ 急速充電設備 ^{注5} ・ 普通充電設備	設備補助 ^{注1} の補助率1/2の欄に示された金額、又は購入価格の1/2の金額、いずれか低い額以内
充電設備の設置工事費 ^{注3} ・ 急速充電設備 ^{注5} ・ 普通充電設備	工事補助 ^{注1} の金額に1/2を乗じた金額、又は設置工事費の1/2の金額、いずれか低い額以内

注1「設備補助」とは、令和6年度補正クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「令和6年度補正（第1期、第2期）補助対象充電設備型式一覧表」に示された同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額をいう。

「工事補助」とは、令和6年度補正クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」に定める工事区分及び工事項目毎の上限額と補助事業者が申告する補助対象経費について協会が審査した額のいずれか低い額を合計した額、又は同表の「補助金交付上限額」欄に掲げる額のいずれか低い額をいう。

注2 補助金額は、千円未満を切り捨てる。

注3 充電設備の設置工事費とは、充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用であり、その詳細項目については別に定める。

注4 一つの工事で複数の充電設備を設置する場合の設置工事費の補助金額については、別に定める。

注5 急速充電設備は定格出力 50kW 以上の急速充電設備を補助対象とする。ただし、従業員駐車場、社有者駐車場の急速充電設備については定格出力 10kW 以上のものも急速充電設備の補助対象とする。

※ 補助対象となる設備や国補助の補助金交付上限額（本補助金の交付上限額もこれに準じます）については、センターHP（<https://www.cev-pc.or.jp/>）を参照してください。掲載情報は随時更新されるため、最新情報を御確認ください。申請いただいた時点の最新情報を適用します。

V2Hについては現在、調整中です。要件等決まりましたら記載する予定です。

(1) 充電設備の購入費に関することについて

＜急速充電・普通充電設備の補助対象型式及び交付上限額＞

次世代自動車振興センターWEB ページ (<http://www.cev-pc.or.jp/#no01>) の

「充電設備補助金」の

「b 申請前に確認すること」の中にある

「補助対象充電設備一覧」をクリックしていただき

表示される「令和6年度補正(第1期、第2期)補助対象充電設備型式一覧表」を参照してください。

(2) 充電設備の設置工事費に関することについて

＜補助対象工種区分と区分毎の交付上限額＞

次世代自動車振興センターWEB ページ (<http://www.cev-pc.or.jp/#no01>) の

「充電設備補助金」の

「b 申請前に確認すること」の中にある

「事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額」をクリックしていただき

表示される「別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」を参照してください。

4-2. 充電設備の設置パターン（新規設置/追加設置/入替設置）

申請する充電設備の設置は、「新規設置」「追加設置」「入替設置」の3つのパターンに分かれます。

- ・「新規設置」とは、充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置することをいいます。
- ・「追加設置」とは、充電設備が既にある場所へ充電設備を増設することをいいます。
- ・「入替設置」とは、充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいいます。

4-3. 充電設備の補助金交付額の算定

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、国補助を併用するか否かに応じて、以下のとおり算定します。

実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。（詳細は、「5-19. 自社又は資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

(1) 国補助を併用する場合

以下のア、イのいずれか低い方の1/2以内（千円未満切り捨て）で補助金交付額とします。

ただし、「国補助」の定額（1分の1以内）を除きます。

ア 国補助の補助金額

イ 購入価格（税抜き）から国補助の補助金額を減じた額

(2) 国補助を併用しない場合

【急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド】

以下のア、イのいずれか低い方以内(千円未満切り捨て)で補助金交付額とします。

ア 購入価格(税抜き)に2分の1を乗じた額

イ 急速・普通充電設備一覧表における同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額のうち、給油所については経路に係るものに2分の1を乗じた額

4-4. 設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が提出する「充電設備等設置工事申告」エクセルファイルと工事の見積書(内訳書含む。)等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

申請者(リースの場合は使用者(契約者))の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。(詳細は、「5-19. 自社又は資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。)

(1) 国補助を併用する場合

令和7年度、国の設置工事の補助金交付額について補助率が1/1であるため対象外とする。

(2) 国補助を併用しない場合

【急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド】

以下のア、イのいずれか低い方に2分の1を乗じた額以内(千円未満切り捨て)で補助金交付額とします。^注

ア 工事補助金上限額表に定める事業の種類及び充電設備の種類、並びに補助対象となる工事区分及び工事項目毎に、補助対象経費について協会が審査した額の合計と補助上限額のいずれか低い額

イ 同表の「補助金交付上限額」欄に掲げる額

注 一つの工事で複数の充電設備を設置する場合の設置工事費の補助金額については、別に定める。

4-5. 充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説

補助対象とする工事は、申告された充電設備等設置に係る工事になります。

申告された充電設備以外に利用するための設置工事は他用途となり、補助対象外となります。

「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイル(以下「工事申告ファイル」という。)の作成時には、工事申告ファイルで異なる工事項目の計上項目先番号に入力した場合、補助対象外になります。なお、工事申告ファイルへの入力内容は、見積書(請求書)と提出された図面等で一致する必要があります。

なお、工事申告ファイルに入力する前に、必ず以下の内容を確認してください。

- ・「４－６．充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表」は、工事申告ファイルに申告額として計上できる工事項目及びその内容の詳細を記載しています。
 - ・「４－７．充電設備等設置工事の要件」は、工事項目毎による工事要件の詳細を記載しています。
 - ・「４－８．補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」は、充電設備等設置工事における工事全体の補助対象外となる部材、工事等の詳細を記載しています。
- ・急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドについては、事業及び設置する充電設備の種類毎に補助対象経費となる項目が異なります。工事補助金上限額表を確認してください。
- ※原則として、センターが承認した充電設備の充電（定格入出力）等、性能を担保する工事を行うことが必要です。

4－6．充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1)－①充電設備設置工事費		
ア．基礎・据付工事【A 1】	充電設備本体等を固定する基礎及び据付工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●基礎工事にかかる材料費、労務費 （コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定、ビス等で固定） ●据付にかかる材料費、労務費 ●充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費 （損料含む。） ※充電設備の基礎と充電設備以外の基礎が一体型（同じ基礎）のように、当該項目と兼用の工事がある場合は、この項目に費用を計上してください。例えば、屋根や防護用部材の基礎が充電設備の基礎と一体型基礎の場合などが該当します。	・充電設備等の基礎コンクリート強度試験
イ．搬入・運搬工事【A 2】	充電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●設置場所までの搬入、運搬費の一部 【補足説明】 離島と離島以外（通常）を選択してください。	・資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1)－②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）		
電気配線工事 【A 3】	充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●充電設備専用のケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費 【補足説明】 ・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。	・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル
通信線工事 【A 3】	高機能充電設備等で必要な通信線工事の申告 ●通信線の配線工事にかかる部材費、労務費	・通信用のW i - F i ユニット等
配管工事 【A 3】	電気配線工事のケーブル、アース線の保護等に必要な配管工事の申告 ●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費	・将来用の配管部材等
ブレーカー・切替 開閉器工事 【A 3】	充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー・切替開閉器工事の申告 ●ブレーカー設置にかかる部材費、労務費 【補足説明】 ・高圧受変電設備の区分開閉器は、 （1）－③高圧受変電設備設置工事費に申告してください。	・充電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー（電灯用のブレーカー等）
開閉器盤設置工事 【A 3】	ブレーカーを収納するための盤の筐体の申告 ●筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費	・充電設備等専用以外の用途（設備負荷）がある開閉器盤 ・過大なサイズの開閉器盤
掘削・埋設工事【 A 3】	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ●アスファルトや土、砂利等の材料費 ●掘削、埋設及び埋戻しにかかる労務費 ●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）	・将来用の配管等と併せての掘削、埋設工事 ・駐車スペースのアスファルト舗装

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1)－②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）		
建柱工事 【A 3】	引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ●電柱設置にかかる部材費、労務費 ●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ●柱の搬入、運搬費 ●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。）	・充電設備等専用以外の用途（設備負荷）の配線の中継する柱
デマンド工事 【A 3】	設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る。 ●デマンドコントロールの機器本体費及び設置にかかる部材費、労務費	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・機能が監視のみ ・充電設備本体を改造し、設置すること。 ・充電設備とセットで承認されているデマンド機器本体費および設置にかかる部材費、労務費
課金デバイス工事 【A 3】	申請する充電設備に課金機能がなく、使用料を徴収する機能を持った機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●課金デバイスの機器本体費及び設置にかかる部材費、労務費	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・充電設備本体を改造し、設置すること。 ・充電設備とセットで承認されているデマンド機器本体費および設置にかかる部材費、労務費
ハンドホール設置工事【A 3】	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬費 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費及び回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等以外の配線があるハンドホール
その他工事 【A 3】	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ●上記、(1)－②電気配線工事の項目以外に必要な部材、工事等	・1基の申請の場合は、申告することができません。なお、協会が認めた場合にのみ補助対象経費とします。

※計上項目先番号【A3】には、上記の【A3】工事項目以外にも電気配線の敷設（配線ルートの確保）に関係する工事費を計上することが出来ます。（例：貫通工事、プルボックス、点検口、配管用ブロックなど）

ただし、「4－8. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に該当するものは補助対象外となります。

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1)－③高圧受変電設備設置工事費（高圧受変電設備本体および設置にかかる申告）		
	現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電設備を稼働できない場合、充電設備に必要なとなる電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の申告 ●高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費 ●高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費 ●主任技術者立会、試験費等にかかる費用 ●フェンスの設置にかかる部材費、労務費	・変圧器の交換工事 ・新たに建設予定の施設等で、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助対象外となります。 ・充電設備以外への電力供給等、充電設備の関連性が確認できない場合は、補助対象外となります。
③高圧受変電設備設置工事費 【A4－1】 【A4－2】 【A4－3】	【補足説明】 ※「増設」とは ・現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること。 ・近接に設置空間がある場合は、近接場所に設置すること。 ・近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること。 ・充電設備を稼働するために必要な電力量に対応させるために必要な機器、部材等は協会が合理的と判断した場合のみ対象とする。 ※「新設」とは ・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変電設備を設置すること。 ・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、原則、補助対象外とします。ただし、充電設備専用の変圧器がある等、充電設備専用電力供給がある場合は除く。	

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1)－④特別措置に基づく受電工事費		
④特別措置に基づく受電工事費【A5】	急速充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」（以下「特別措置」という。）に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金の申告 【補足説明】 「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備を設置する場合は、「5－17. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合（特別措置の申込書、請求書）」を確認してください。なお、地方公共団体等が入札前に申請する場合で、申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、協会に報告してください。	・電力会社が発行した請求書に記載された負担金以外の費用
(2) 案内板設置工事費		
案内板設置工事【A6】	充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動車等の運転者に告知することを目的とする案内板設置工事の申告 ●案内板の設置にかかる部材費、労務費 ●案内板を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【補足説明】 既設案内板がある場合、既設案内板の寸法は400mm×400mm以上とし、その他の案内板の設置要件を満たしている必要がある。満たしていない場合は、新規に案内板の設置要件を満たす案内板を設置すること。	【新設案内板】 ・公道に面する入口以外に設置する誘導板や充電設備の使用方法を記載した案内板 ・特定の充電インフラ会社等のPR板 ・充電設備に関係のないPR板 ・ガラスに張付けるシート貼付タイプの案内板 ・パイロン仕様等の可動式案内板
(3) 付帯設備設置工事費		
充電スペースのライン引き工事【A7】	充電スペースに新たに引くラインの申告 ●充電スペースのライン引きにかかる材料費、労務費 ●新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ●待機スペースのライン引き工事も補助対象とする	・駐車スペースの枠に関係のないゼブラ線等

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(3) 付帯設備設置工事費		
路面表示工事 【A 8】	充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示の申告 ●路面表示の設置にかかる部材費、労務費	・充電スペース内の路面塗装のみ
屋根設置工事 【A 9】	充電設備本体及び別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペース及び充電スペースを雨等から保護する屋根の申告 ●屋根の本体費及び設置にかかる部材費、労務費 ●屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・充電設備本体及びメンテナンススペースを保護していない屋根
小屋設置工事 【A 10】	充電設備本体及び別体（設備構成）である課金機、電源部を火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ●小屋の本体費及び設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・小屋内部に設置されるヒーター等の備品
防護用部材設置工事【A 11】	充電設備本体及び別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材の申告 ●防護用部材の本体費及び設置工事にかかる部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・プラスチック製及びゴム製のポール ・駐車場侵入防止のバリカーやチェーン ・車止め
電灯設置工事 【A 12】	充電設備本体及び充電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告 ●電灯の本体費及び設置工事にかかる部材費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費	・華美な電灯 ・太陽光発電機で稼働する電灯

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(4) その他、設置工事にかかる費用		
雑材・消耗品、養生費 【A 1 3】	●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用	・交通運搬費や廃材処分費
図面作成費 【A 1 4】	●協会が求める図面の作成にかかる費用 【補足説明】 協会が補助する図面は以下のとおりです。 ・設置場所見取図 ・平面図 ・電気系統図 ・配線ルート図	・竣工図面等の作成費
レイアウト検討費 【A 1 5】	●設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 【補足説明】 ・一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。	・交通費、諸経費等にかかる費用
電力会社立会・協議費 【A 1 6】	●特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用 【補足説明】 ・一式計上ではなく、立会や協議にかかる人工数とその単価を記載してください。	・電力会社への申請手続費用 ・特別措置以外の契約等にかかる費用
安全誘導員費 【A 1 7】	●設置工事期間中に発生する施設利用者及び歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 【補足説明】 ・一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場作業内の安全対策にかかる費用
停電回避費 【A 1 8】 (補助対象外)	—	—

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(4) その他、設置工事にかかる費用		
充電スペース造成 費【A19】	●充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 【補足説明】 ・申請された内容を審査し、協会が認めた場合のみ補助対象とする。	・既設の駐車スペースを充電スペース用に工事する費用 ・既に駐車スペースがあり、路面が砂利や土等をアスファルトに舗装する工事費用
現場監督等の労務 費【A20】	●現場監督費・世話役等の労務費で協会が認めたもの 【補足説明】 ・一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場管理費や現場監理費 ・諸経費等の現場監督費、世話役等以外の項目

4-7. 充電設備等設置工事の要件

充電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受理不可又は当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1) 基礎・据付工事

- ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する充電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

(2) 電気配線工事

- ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていること。

(3) デマンド工事

- ・デマンドの制御機能は、申請する充電設備本体のみとする。
- ・デマンド機器本体は原則、既製品に限る。

(4) 課金デバイス工事

- ・充電設備本体に改造を加えないこと。
- ・課金デバイス機器本体は原則、既製品に限る。

(5) ブレーカー工事

- ・充電設備本体等の性能を担保するブレーカーを設置すること。

(6) 案内板設置工事

- ・設置施設（場所）の公道に面した入口に設置すること。
- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したもの及び協会が認めたもの。
- ・原則、案内板寸法は500 mm × 500 mm以上とする。
- ・公道の上下線から視認できる位置及び高さに設置すること。
- ・公道に対し、案内板の設置方法は、
 - ①案内板が両面の場合は垂直、
 - ②案内板が片面の場合は平行に設置すること。
- ・地面に埋設等され固定されていること。

(7) ライン引き工事

- ・充電スペースは、幅 2.5m × 奥行き 5mの区画を目安とする。

(8) 路面表示工事

- ・デザインは東京電力登録商標^{注1}^{注2}であること。
- ・寸法は、900 mm × 900 mm以上とする。
- ・原則、計画した充電スペースの区画内に設置すること。
- ・「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。

※待機スペースとは、充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

- ・「代替路面表示」を設置する場合は、オンライン申請システム上の工事申告の路面表示

の申告の路面表示種別にて「文字」を選択し、備考欄に「代替路面表示」と入力してください。

- ・集合住宅、月極駐車場及び事務所・工場等(プライベートエリア)への路面表示を設置する場合、デザインは東京電力登録商標^{注1}^{注2}でないこと。

注1：案内路面表示の新規使用にあたっては、以下サイトよりお申し込み下さい。

東京電力ホールディングス(株) 電気自動車用充電器の案内表示「CHARGING POINT (チャージングポイント)」のご使用についてサイトURL：

https://www.tepco.co.jp/info/c_point-j.html

注2：景観条例等の理由により色の変更等を行う場合は、状況等報告にてその理由を報告してください。

(9) 屋根設置工事

- ・屋根の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・小屋との同時申請はできない。

(10) 小屋設置工事

- ・小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・屋根との同時申請はできない。

(11) 防護用部材設置工事

- ・本体は原則、既製品に限る。
- ・金属製に限る。
- ・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認及び了承を得ること。
- ・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。

(12) 電灯設置工事

- ・電灯の本体は原則、既製品に限る。
- ・充電設備本体を照らしていること。

4－8. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・ 他用途（申告された充電設備以外）に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ 充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤及びそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部又は一部
- ・ 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・ 除灰費等
- ・ 石綿（アスベスト）調査費用等

4－9. ユニバーサルデザインの採用（推奨）

今後、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及が一層進むことをふまえ、充電設備の設置にあたっては、利用者が誰でも操作しやすいよう、ユニバーサルデザインを考慮した設置に努めることを推奨します。

なお、急速充電設備については、CHAdeMO協議会が「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書 7.3」にユニバーサルデザインのガイドを公表しているので参照してください。

5. 交付申請の提出：全事業共通

5－1. 提出書類

※下記に掲げる以外に申請する事業の内容に応じて必要な書類があります。

（詳細は、本書に記載の「充電設備設置事業毎の説明と提出書類」を確認してください。）

【申請に必要な書類】

- 5－2：「補助金交付申請書」（第1号様式）
- 5－3：「事業計画書」（第2号様式）
- 5－4：「収支予算書」（第3号様式）
- 5－5：県税について未納がないことの証明書
- 5－6：申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証等）
- 5－7：見積依頼書・仕様書
- 5－8：充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）
- 5－9：充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）
- 5－10：充電設備等設置工事の申告方法（充電設備等設置工事申告エクセルファイルへの入力）
- 5－11：「工事要部写真」（第20号様式）
- 5－12：設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図
- 5－13：充電設備を設置する場所にかかる証明
（土地建物の全部事項証明、土地の利用に関する許諾書等）

【申請の内容に応じて必要な書類】

- 5－14：高圧受変電設備を申請する場合
（土地・建物の全部事項証明、土地の利用に関する許諾書等）
- 5－15：デマンドコントローラー及び課金デバイスを申請する場合
（メーカー名、型式、価格等の記載がある資料）
- 5－16：付帯設備設置工事を申請する場合
（メーカー名、型式、価格の記載がある資料）
- 5－17：特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合
（特別措置の申込書、請求書）
- 5－18：リース契約に基づく申請の場合
（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）
- 5－19：自社又は資本関係にある会社から調達する場合
（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）
- 5－20：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合
（「手続代行者届出書」（第19号様式））
- 5－21：交付決定前に事業に着手する場合
（「事前着手承認申請書」（第6号様式））
- 5－22：国補助を併用する申請の場合
（国補助の交付申請書又は交付決定通知書の写し）
- 5－23：要部写真の提出資料

提出用書類等チェックリスト（交付申請時）

No.	提出書類	法人等 事業者	管理組 合等	提出前に確認
				✓ 紙媒体 2部 電子データ 1式
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○	
2	交付申請書（第1号様式）	○	○	
3	事業計画書（第2号様式）	○	○	
4	収支予算書（第3号様式）	○	○	
5	県税の納税証明書（発行から3か月以内の原本、県税の滞納がないことを証明するもの）	○	○	
6	手続き代行者届出書（第19号様式）	△	△	
7	現在事項（または履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内の原本）	○	—	
	リースの場合 リース会社及びリース契約者それぞれのもの 個人事業者については直近年度の確定申告書（第一表）の写し 身分証（免許証等の写し）、総会資料等（代表者の選任、設置の決議）	—	○	
8	充電設備を設置する建物の全部事項証明書 （建物に関係しない場合は除く）	△	△	
9	充電設備を設置する土地の全部事項証明書	○	○	
10	土地・建物の利用に関する許諾書 （申請者と設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合）	△	△	
11	カタログ等（導入設備の仕様・性能が判断できるもの）	○	○	
12	見積依頼書・仕様書	○	○	
13	見積書（設備及び工事）内訳書も必要（原則として3者以上）	○	○	
14	工事要部写真（施工前）（第20号様式）	○	○	
15	設置場所見取図〔住宅地図等〕	○	○	
16	平面図〔敷地内の配置図・位置図〕	○	○	
17	電気系統図（単線結線図など）	○	○	
18	配線ルート図（平面図上の配線ルートに、立ち上がり・立ち下り部分の長さ、ケーブルの規格等を記載）	○	○	

19	メーカー名、型式、価格等の記載がある資料 (デマンドコントローラー及び課金デバイスを申請する場合)	△	△	
20	メーカー名、型式、価格の記載がある資料 (付帯設備設置工事を申請する場合)	△	△	
21	特別措置の申込書、請求書 (特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合)	△	△	
22	貸与料金算定根拠明細書 (リース契約等の場合) (第21号様式)	△	△	
23	利益等排除申告、資本関係を証する書類等 (自社又は資本関係にある会社から調達する場合)	△	△	
24	「事前着手承認申請書」 (第 6 号様式) (交付決定前に事業に着手する場合)	△	△	
25	国補助の交付申請書の写し (国補助を併用する申請の場合)	△	△	
26	契約先選定理由申請書 (競争によらない発注とする場合)	△	△	
27	充電設備等設置工事の申告計算書 (エクセルファイル) (国併用については添付不要)	△	△	
28	申請時特有の提出書類 ・揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類 (給油所の場合) ・時間貸し駐車場であることを示す書類 (時間貸し駐車場の場合) ・確認済証、検査済証、建築計画概要書、建築台帳記載事項証明書等で共同住宅等であることが明記されている書類 (集合住宅の場合) ・管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類 (集合住宅分譲の場合) ・月極駐車場の賃貸借契約書 (月極駐車場の場合) 等	△	○	
29	その他協会が必要と認める書類	△	△	

○ : 提出が必要なもの △ : 必要に応じて提出

5-2. 「補助金交付申請書」

協会は「補助金交付申請書」（第1号様式）及び添付書類の到着後、受理の可否を判断します。

所定の申請書及び提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受理します。書類が所定の様式でない、申請要件を満たしていない場合等、協会が適正でないと認めたものは、受理しないこととするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由又は修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するよう協会から連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。

「補助金交付申請額」は、「事業計画書」の「3 事業費、補助金額等について」の「(1) 充電設備の購入費」と「(2) 充電設備の設置工事費」の「補助金額」欄を合計した金額（税抜）を記入してください。

5-3. 「事業計画書」

- ・表題の「事業（変更）計画（実績）書」（第2号様式）は、「事業—（変更）計画—（実績）書」に修正してください。
- ・住所及び氏名について、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ・国、市町村等の補助金を併用する場合、本補助金と国、市町村等の補助金の合計額が充電設備の購入費及び設置工事費を上回ることがないように、本補助金の金額を減額して交付決定することがあります。
- ・「5-1 給油所について」「5-2 商業施設又は宿泊施設等について」「5-3 集合住宅について」「5-4 月極駐車場について」「5-5 事務所・工場等について」は、該当するものに記入してください。

5-3-1. 充電設備の購入費

- ・「補助金交付（上限）額」欄には、次のように記載してください。

【国補助を併用する場合】

充電設備一覧表における同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額の補助率 $1/2$ の欄に記載された額の $1/2$

ただし、「国補助」の定額（1分の1以内）を除く。

【国補助を併用しない場合】

充電設備一覧表における同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額の補助率 $1/2$ の欄に記載された額

- ・「補助金額」欄には、国補助の併用の有無に応じて次のように記載してください。

【国補助を併用する場合】

以下のア、イのいずれか低い方（千円未満切り捨て）を記入してください。

ア 「補助金交付（上限）額」に設置基数を乗じた額

イ 購入費（税抜き）に1/4を乗じた額

【国補助を併用しない場合】

以下のア、イのいずれか低い方（千円未満切り捨て）を記入してください。

ア 「補助金交付（上限）額」に設置基数を乗じた額

イ 購入費（税抜き）に1/2を乗じた額

5-3-2. 充電設備の設置工事費

・「設置工事費」には見積金額（税抜き）を記入してください。

・「補助対象経費」には充電設備等設置工事の申告計算書（エクセルファイル）で算定した補助対象経費を記入してください。

・「補助金額」欄には、国補助の併用の有無に応じて次のように記載してください。

【国補助を併用する場合】

対象外ですので0と記入してください。

【国補助を併用しない場合】

「設置工事費（税抜き）」「補助対象経費」「補助金額」欄には、「5-10. 充電設備等設置工事の申告方法（「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイルへの入力）」により算出された金額を転記してください。

5-4. 「収支予算書」

「収支予算書」（第3号様式）により資金の内容について確認します。

・表題の「（変更）収支予算（精算）書」は、「~~（変更）~~収支予算~~（精算）~~書」に修正してください。

5-5. 県税について未納がないことの証明書

・本補助金は、鹿児島県の補助金を財源としていることから、申請者には鹿児島県税を適切に納入していることが求められます。

・「県税について未納がないことの証明書」は、申請者の住所地を所管する地域振興局又は支庁において交付している、「納税証明書」（「県税（地方法人特別税を含む。）について、未納はありません。」と記載されたもの。）です。市町村役場で発行される市町村税の納税証明書や税務署で発行される国税の納税証明書など、他の証明書には代えられませんので、ご注意ください。

・申請者の住所地が鹿児島県外である場合は、鹿児島地域振興局県税管理課にお問い合わせください。

表－１ 「県税について未納がないことの証明書」の請求窓口

請求窓口	所在地	電話番号	所管区域
鹿児島地域振興局 県税管理課	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	099- 805-7211	鹿児島市、日置市、いちき串 木野市、三島村、十島村
南薩地域振興局 県税課	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993- 52-1315	枕崎市、指宿市、南さつま市 、南九州市
北薩地域振興局 県税課	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22	0996- 25-5202	阿久根市、出水市、薩摩川内 市、さつま町、長島町
始良・伊佐地域振 興局 県税課	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995- 63-8114	霧島市、伊佐市、始良市、湧 水町
大隅地域振興局 県税課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994- 52-2093	鹿屋市、垂水市、曾於市、志 布志市、大崎町、東串良町、
大隅地域振興局 曾於市駐在	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2 大隅合同庁舎（国）4階	099- 482-1138	錦江町、南大隅町、肝付町
熊毛支庁 県税課	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997- 22-0063	西之表市、中種子町、南種子 町、屋久島町
大島支庁 県税課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997- 57-7225	奄美市、大和村、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、喜界町、 徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町、知名町、与論町

5－6．申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証等）

- ・申請者の区分毎に異なります。

5－6－1．申請者が法人の場合

以下の表の（１）の中から１つの書類を提出してください。

番号	書類	条件
（１）	・履歴事項全部証明書 ・現在事項全部証明書 のいずれか	３か月以内の発行の原本に限る

リース契約による申請の場合は、申請者であるリース会社のもとのリース契約者のもの、それぞれが必要です。

5－6－2．申請者が法人格をもたない集合住宅管理組合の場合

以下に示す（１）の書類を提出してください。

また、管理組合の現在の代表者の本人確認書類も必要になりますので、「5－6－5．申請者が個人の場合」の表に示す（１）～（６）の中から１つ選択し、あわせて提出する必要があります。

番号	書類	条件
（１）	総会の議事録等（写し）	管理組合の現在の代表者が選定されたことを証していること 書類作成日、集合住宅管理組合名、代表者名等が記載されていること

5－6－3．申請者が法人格をもたない個人事業者の場合

以下に示す（１）の書類を提出してください。

また、代表者の本人確認書類も必要になりますので、「5－6－5．申請者が個人の場合」の表に示す（１）～（６）の中から１つ選択し、あわせて提出する必要があります。

番号	書類	条件
（１）	直近年度の確定申告書（第１表）（写し）	電子申告の場合は、登録記録のある申告書の写しであること

5-6-4. 申請者が認可地縁団体の場合

※実施の有無、要件等現在、調整中。

5-6-5. 申請者が個人の場合

以下の表の（１）～（６）の中から１つの書類を選択し、提出してください。

番号	書類	条件
（１）	運転免許証（写し）	有効期限内のものに限る 表裏両面が印刷されていること
（２）	印鑑登録証明書	３か月以内の発行のものに限る
（３）	住民票	３か月以内の発行のものに限る
（４）	パスポート（写し）	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページ
（５）	健康保険証または住民基本台帳（写し）	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること
（６）	マイナンバーカード（写し）	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載面（表面のみ）
【注意事項】 ・ 申請者の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致していることが必要です。 ・ 現住所の記載されていない健康保険証や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認めません。		

5－7. 見積依頼書・仕様書

- ・ 見積依頼書、仕様書は、原則、補助事業者の内部規程に基づく書式を使用し作成してください。また、依頼日、依頼者を明確にして、正式な見積依頼書であることを証するため、依頼者の名称及び連絡先などが記入されていることを確認してください。

[留意点]

- ・ 見積依頼書・仕様書は、実施計画書の内容を整合しており、選定に必要な条件が記載されているか。
- ・ 見積依頼は月日の証拠が残る形で行っているか。電話や口頭によるものは不可です。
- ・ 見積依頼書・仕様書は、すべての依頼先に同じ内容・手段で提示されているか。

5－8. 充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）

<見積による場合>

- ・ 三者以上から入手した見積書について、見積依頼書・仕様書にて求めている内容に過不足がないか確認を行い、差異がある場合は揃うまで再見積を行ってください。
- ・ 充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書（写し）を提出してください。
- ・ 充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積が明記されている場合は提出不要です。

[留意点]

- ・ 必要な内容、数等が、適切な費目で正確に計上されているか。基本的に内訳が記入されていない見積書は不可です。（一式という記載は認められません）
- ・ 見積金額が妥当か。
- ・ 納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ・ 採用見積書と不採用見積書で、各費目・区分の比較ができるか。
- ・ 採用だけが詳細な見積書で、不採用見積書が概算見積となっていないか。

※ 契約の都合上、補助対象経費以外を含めて契約を行う場合、切り分けができていない見積書は全額補助対象外とします。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《実施箇所名称》

- ・ 事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《有効期限》

- ・ 申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・振込みであることの記載

《充電設備》

- ・メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載（「一式」等の内訳が分らない記載は不可です。）

- ・協会は提出された見積書を基に審査を行います。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込みになります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払い及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、割賦販売やローン契約を利用した支払い等によるものは認めておりません。
- ・複数の充電設備を設置する場合は、個々の充電設備のメーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額を明示してください。

＜競争入札による選定の場合＞

- ・団体の入札ルールに則り、必要な手続きに基づき執行するとともに関係する書類を整備してください。この場合、積算書・設計書等・入札予定価格、入札公告・仕様書など、指名競争入札の場合は指名通知、入札書、入札結果調書、落札者の契約費目内訳見積等が必要です。
- ・入札の一連の流れが分かる資料を添付してください（事業名、入札日、開札日、入札業者、入札金額、落札した内容等）。必要に応じ、入札規程等を提出してください。
- ・実績報告の際の見積書及び内訳に記載された金額と、第2号様式収支予算書の費目ごとの金額の関係が確認できるようにしてください。
- ・一般競争入札の場合、結果応札が1者であっても構いません。
- ・指名競争入札の場合、辞退等を考慮して5者程度以上を指名するのが望ましいとされています。

＜プロポーザル方式による選定の場合＞

- ・団体の調達ルールに則り、必要な手続きに基づき執行するとともに書類を整備してください。この場合、コンペの実施要領、公募広告、指名による場合は指名通知、応募状況、審査結果、特定者の契約額費目内訳等が必要です。
- ・プロポーザル・コンペに係る一連の流れが分かる資料を添付してください。必要に応じ、調達規程等を提出してください。
- ・プロポーザル・コンペを経た随意契約については、競争性が担保されているものとみなし、選定理由書（後述）の提出は不要です。
- ・実績報告の際の見積書、積算書の費目ごとの金額と、第3号様式収支予算書の費目ごとの金額のつながりが確認できるようにしてください。

<競争なしでの業者選定>

- ・選定理由書が必要な場合

役務の調達に当たっては、競争性をもった業者選定、価格決定が必要となります。ただし、競争的手法を取れない場合には、その客観的理由等を記載した選定理由書を協会に提出し、協会の事前了解を得られた場合、随意契約等の方法により調達先を選定することが可能になります。

- ・選定理由書の記載内容

代表者名、役職名

契約内容（品名と数量）

選定先業者

選定理由（競争原理が働くような選定が不可能である客観的な理由）

- ・提出方法

1. 事前に協会担当者宛てに相談してください。
2. 原本は申請書に添付して提出してください。

5－9. 充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）

<見積による場合>

- ・三者以上から入手した見積書について、見積依頼書・仕様書にて求めている内容に過不足がないか確認を行い、差異がある場合は揃うまで再見積を行ってください。
- ・申請者宛の充電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の見積書（写し）を提出してください。
- ・申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の必須項目が記載された見積書（写し）の提出を求めます。
- ・施設や建物の新築工事及び改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる見積書（写し）を提出してください。

[留意点]

- ・必要な内容、数等が、適切な費目で正確に計上されているか。基本的に内訳が記入されていない見積書は不可です。（一式という記載は認められません）
- ・見積金額が妥当か。
- ・納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ・採用見積書と不採用見積書で、各費目・区分の比較ができるか。
- ・採用だけが詳細な見積書で、不採用見積書が概算見積となっていないか。

※ 契約の都合上、補助対象経費以外を含めて契約を行う場合、切り分けができていない見積書は全額補助対象外とします。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《実施箇所名称》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《有効期限》

- ・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・振込みであることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管、案内板等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

《計上項目先番号》

- ・見積書の内訳に計上項目先番号の記載（詳細については、「4－6. 充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表」を参照してください。）

- ・協会は提出された見積書を基に審査を行います。
- ・「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」（写し）を提出してください。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込みになります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払い及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、割賦販売やローン契約を利用した支払い等によるものは認めておりません。

＜競争入札による選定の場合＞

- ・団体の入札ルールに則り、必要な手続きに基づき執行するとともに関係する書類を整備してください。この場合、積算書・設計書等・入札予定価格、入札公告・仕様書など、指名競争入札の場合は指名通知、入札書、入札結果調書、落札者の契約費目内訳見積等が必要です。
- ・入札の一連の流れが分かる資料を添付してください（事業名、入札日、開札日、入札業者、入札金額、落札した内容等）。必要に応じ、入札規程等を提出してください。
- ・実績報告の際の見積書及び内訳に記載された金額と、第2号様式収支予算書の費目ごと

の金額の関係が確認できるようにしてください。

- ・ 一般競争入札の場合、結果応札が1者であっても構いません。
- ・ 指名競争入札の場合、辞退等を考慮して5者程度以上を指名するのが望ましいとされています。

＜プロポーザル方式による選定の場合＞

- ・ 団体の調達ルールに則り、必要な手続きに基づき執行するとともに書類を整備してください。この場合、コンペの実施要領、公募広告、指名による場合は指名通知、応募状況、審査結果、特定者の契約額費目内訳等が必要です。
- ・ プロポーザル・コンペに係る一連の流れが分かる資料を添付してください。必要に応じ、調達規程等を提出してください。
- ・ プロポーザル・コンペを経た随意契約については、競争性が担保されているものとみなし、選定理由書（後述）の提出は不要です。
- ・ 実績報告の際の見積書、積算書の費目ごとの金額と、第2号様式収支予算書の費目ごとの金額のつながりが確認できるようにしてください。

＜競争なしでの業者選定＞

- ・ 選定理由書が必要な場合

役務の調達に当たっては、競争性をもった業者選定、価格決定が必要となります。ただし、競争的手法を取れない場合には、その客観的理由等を記載した選定理由書を協会に提出し、協会の事前了解を得られた場合、随意契約等の方法により調達先を選定することが可能になります。

- ・ 選定理由書の記載内容

代表者名、役職名

契約内容（品名と数量）

選定先業者

選定理由（競争原理が働くような選定が不可能である客観的な理由）

- ・ 提出方法

1. 事前に協会担当者宛てに相談してください。
2. 原本は申請書に添付して提出してください。

5-10. 充電設備等設置工事の申告方法

（「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイルへの入力）

- ・ 充電設備販売会社及び工事施工会社が発行した全ての見積書及び図面を参照し、充電設備等設置工事の申告を「充電設備等設置工事申告」エクセルファイル（工事申告ファイル）に入力した上で、交付申請書類の提出に併せて紙に印刷したものの当該エクセルファイルを協会に送付してください。

なお、申告された金額及び工事の内容をもとに補助対象経費及び設置工事補助金申請額

が算定されます。

- ・「充電設備等設置工事申告計算書」ファイルでは、以下の入力が必要になります。
「５－１０－１．会社別見積書一覧」は、見積書毎に総額を入力してください。
「５－１０－２．充電設備等設置工事申告の申告額」は、見積書から協会が定める工事項目毎に申告する金額を入力してください。
「５－１０－３．充電設備等設置工事申告の工事内容」は、申告額を入力した工事項目に対して、その工事内容の詳細を入力してください。

５－１０－１．会社別見積書一覧

（「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイルへの入力）

- ・「会社別見積書一覧」の欄には、充電設備販売会社及び工事施工会社毎に発行した「見積書」を参照し、それぞれの会社名、見積書発行日及び見積書の総額（税抜）等を入力してください。
- ・見積書の総額は税抜金額を入力し、見積書に記載されている総額と一致する必要があります。
- ・受電工事を電力会社の「特別措置」で行う申請で、負担金を申請者が支払う場合は、その金額も入力してください。

５－１０－２．充電設備等設置工事申告計算書の申告額

（「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイルへの入力）

- ・「充電設備等設置工事申告計算書」ファイルの申告額には、申請の手引き「４－６．充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表」を参照し、「見積書」や「内訳書」から工事費用の工事区分又は項目毎に申告することが必要です。
- ・工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」や「内訳書」の金額等の数字を集約し、該当する項目の申告額に入力してください。
- ・他用途性のある部材（充電設備以外の工事と兼用している部材）等は補助対象経費とならないため入力しないでください。
- ・端数処理や出精値引き等がある場合は、その金額を反映し入力してください。
- ・「充電設備等設置工事申告計算書」ファイルの申告額は、見積書の内訳に記載された計上項目先番号を見ながら入力してください。（詳細については、「４－６．充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表」を参照してください。）
- ・急速充電設備及び普通充電設備等の場合、上限額には、急速・普通充電設備設置工事費上限額表における事業の種類、充電設備の種類、工事区分及び工事項目毎の補助上限額を入力してください。
- ・ただし、一つの工事で複数の充電設備を設置する場合は、上限額には工事見積額と同額を入力してください。協会において、工事内容を確認した上で補助対象経費を査定します。
- ・国補助を併用する場合は、提出不要です。

5-10-3. 充電設備等設置工事申告計算書の工事内容

(「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイルへの入力)

- ・ 申告額を入力した項目に対し「見積書」や「内訳書」、「図面」に記載されている工事の仕様や工法等の詳細を申告することが必要です。
- ・ 入力する項目については申請の手引き「4-6. 充電設備等設置工事の申告の説明及び工事項目の解説表」を参照してください。
- ・ 入力する工事の仕様や工法等は「見積書」及び「図面」と同じであることが必要です。入力した工事内容を補助対象経費として申告する場合、工事内容の申告毎に「工事申請額の算定」の有無は、有にチェックしてください。
- ・ 「工事申請額の算定」を有にチェックした場合のみ設置工事補助金申請額にも算定されます。
- ・ 工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」から工事項目に該当する工事内容を集約し、該当する項目の工事の詳細を入力してください。

5-10-4. 工事申請要件の確認及び充電設備の運用方法

(「充電設備等設置工事申告計算書」エクセルファイルへの入力)

- ・ 工事の申請をするにあたり、工事の内容や協会の求める要件等に適合していることを確認します。該当する全ての事項について申告してください。
- ・ 充電設備の運用方法については、課金機能の有無や課金の種類、また課金機能がない場合は、充電設備の利用方法を入力してください。非会員対応の方法、徴収方法、徴収単位及び料金等についても入力してください。課金料金徴収代行等の契約を行う場合は、契約先（サービスベンダー名）を入力してください。

5-11. 「工事要部写真」

下記に示す「工事要部写真」（第20号様式）を提出してください。

【提出が必要な写真】

《充電スペースの設置予定場所》

- ・ 工事着工前の充電スペース全景が確認できること
- ・ 既設充電設備がある場合は、既設充電設備および充電スペースが確認できること

《充電設備本体の設置予定場所》

- ・ 工事着工前の充電設備本体の設置予定場所が確認できること
- ・ 別体（設備構成）である課金機、電源部がある場合には個々に必要

【申請する事業に応じて提出する要部写真】

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置を申請する場合は必須です。

《案内板の設置予定場所又は既設案内板》

- ・ 入口に設置する予定の案内板の設置場所が確認できること
(案内板は公道からの全景を撮影すること)

- ・ 既設案内板がある場合は、公道からの既設案内板の全景写真
（既設案内板が両面の場合は、公道の上り線と下り線で2枚を提出）

- ・ 工事の計画を確認するために求めるものです。
- ・ 補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。
（「5－23. 要部写真の提出資料」を参照）
- ・ 撮影した写真は、「要部写真」の項目毎に提出してください。
なお、申請された充電設備の性能を満たす工事等が行われているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真（「5－23. 要部写真の提出資料」「必須写真」を参照）もあります。
- ・ 充電設備等設置工事着工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 実績報告時には原則として交付申請時と同一アングルで撮影した写真の提出をお願いします。
- ・ 工事中に撮影が必要な写真もありますので留意してください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

5-12. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図

図面毎に記載する内容が異なります。以下の内容を確認し作成してください。

なお、「追加設置」及び「入替設置」の場合は、既設充電設備の情報（設置位置、配線経路等）も記載が必要になります。

5-12-1. 設置場所見取図

下記に示す項目を記載した図面を「設置場所見取図」として作成の上、提出してください。充電設備を設置する場所（施設・建物）、接する公道や付近の主たる施設等との関係を確認するために求めるものです。施設全体の敷地形状が確認できる図面に充電設備を設置する場所の位置関係を示してください。案内板を設置するものについては、案内板の位置及び向き、仕様が示されていること。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「設置場所見取図」との記載（不備事例：設置見取図、設置場所図等）

《基本情報》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の名称、作成者名、縮尺（縮尺サイズの指定なし）、作成日の記載

《敷地の全体図》

- ・施設全体の敷地形状の記載

《充電スペース》

- ・充電スペース場所の記載
- ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所の記載

《施設の入口》

- ・公道から充電設備設置場所への入口の記載

【申請する事業に応じて提出する要部写真】

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）を申請する場合、公道名、案内板の記載は必須です。

《公道名》

- ・充電設備設置場所に面する公道名の記載

《案内板》

- ・設置する（設置してある）位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）の記載
（例：公道に対し垂直に設置、新設ポール、両面 500mm x 500mm）《案内板の設置予定場所または既設案内板》
- ・入口に設置する予定の案内板の設置場所が確認できること
（案内板は公道からの全景を撮影すること）
- ・既設案内板がある場合は、公道からの既設案内板の全景写真
（既設案内板が両面の場合は、公道の上り線と下り線で2枚を提出）

- ・集合住宅、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、集合住宅等においては集合住宅等の駐車場収容台数および区画図、月極駐車場においては月極区画の駐車場収容台数および区画図、事務所・工場等においては社有車用および従業員用の駐車場収容台数および区画図の記載が必要になります。

《駐車場の収容台数》

- ・集合住宅等および月極駐車場の場合、駐車場の収容台数の記載
- ・事務所・工場等の場合、社有車用および従業員用の駐車場の収容台数の記載

《区画》

- ・集合住宅等および月極駐車場の場合、駐車場の収容台数を確認できる区画の記載
- ・事務所・工場等の場合、社有車用および従業員用の駐車場の収容台数を確認できる区画の記載

5-12-2. 平面図

下記に示す項目を記載した図面を「平面図」として作成の上、提出してください。
レイアウトを確認するために求めるものです。

図面には、充電設備、付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。なお、申告の有無にかかわらず付帯設備を設置する場合、記載は必須になります。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「平面図」との記載（不備事例：レイアウト図、詳細図等）

《基本情報》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の名称、作成者名、縮尺（1/100 以上）、作成日の記載

《充電スペース》

- ・充電スペース場所の記載
- ・幅、奥行き寸法の記載
- ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所の記載

《充電設備設置場所の位置》

- ・公道から充電設備設置場所への入口の記載
- ・充電スペースと充電設備の位置関係の寸法の記載
- ・追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置の記載

《充電設備の基礎》

- ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）の記載

【申請する事業に応じて記載する項目】

- ・商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業を申請する場合、公道名、案内板の記載は必須です。

《公道名》

- ・ 充電設備設置場所に面する公道名の記載

《案内板》

- ・ 設置する（設置してある）位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）の記載
（例：公道に対し垂直に設置、新設ポール、両面 500 * 500）

【工事の内容に応じて記載する項目】

《充電スペースのライン引き》

- ・ 新規で引くラインの全長の記載

《路面表示》

- ・ 路面表示本体の寸法、充電スペース内での位置関係の寸法の記載

《屋根》

- ・ 屋根本体の寸法、充電設備との位置関係の寸法を記載
- ・ 基礎サイズ（寸法）、充電設備のメンテナンススペースの寸法を記載

《小屋》

- ・ 小屋本体の寸法、充電設備との位置関係の寸法を記載
- ・ 基礎サイズ（寸法）、充電設備のメンテナンススペースの寸法を記載

《防護用部材》

- ・ 充電設備と保護用部材までの寸法、充電スペースと保護用部材までの寸法の記載

《車止め》

- ・ 車止めの設置（既設含む。）がある場合、充電設備と車止めまでの寸法の記載

《電灯》

- ・ 充電設備、充電スペースを照らしていることの設置位置の記載

5-12-3. 電気系統図

下記に示す項目を記載した図面を「電気系統図」として作成の上、提出してください。
他用途性がなく、専用配線であることを確認するために求めるものです。
増設もしくは新設される高圧受変電設備または改修・交換若しくは新設される分電盤（受電盤）と充電設備や付帯設備が専用配線で結合されていることを示してください。
また、既設充電設備がある場合は、既設充電設備の電気系統図も記載してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・ 「電気系統図」との記載（不備事例：配線系統図、電気配線図等）

《基本情報》

- ・ 事業計画書に記載した実施箇所の名称、作成者名、作成日の記載

《充電設備の仕様》

- ・ 充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式の記載

《配電方法》

- ・ 配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V）の記載

《電源元の仕様》

- ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示し、盤名称がある場合は、その名称の記載
- ・特別措置など新規で契約する場合は、引込開閉器等を図示し、そのメーカー名と型式の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：ELB2P2E）容量（例：20AF/20AT）の記載
- ・交換の場合は、その前後が分かるように記載

《電源線の仕様》

- ・ブレーカーから充電設備までの配線の記載
- ・配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載

《接地極の仕様》

- ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed等）アース線（例：IV5.5sq）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《幹線の仕様》

- ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様及び容量の記載

《通信線》

- ・課金機など別体装置等がある場合は、通信線の記載

《電灯》

- ・設置がある場合は、配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載
- ・タイマースイッチ等を設置する場合は、設置箇所の記載

5-12-4. 配線ルート図

下記に示す項目を記載した図面を「配線ルート図」として作成の上、提出してください。配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。配線・配管の経路、長さ及び仕様（アース線、通信線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を示してください。

また、既設充電設備がある場合は、既設充電設備の配線ルート図も記載してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「配線ルート図」との記載（不備事例：配線図、配線系統図等）

《基本情報》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の名称、作成者名、縮尺（1/100 以上）、作成日の記載

《充電スペース》

- ・充電スペース場所の記載

《充電設備設置場所》

- ・充電設備設置場所の記載

《配線ルート》

- ・電源元から充電設備本体までのルートの記載

《電源線の種類・長さ・ルート等》

- ・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線毎に長さの記載
- ・配線方法（架空・露出・埋設）の記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《電源元の位置》

- ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置の記載
- ・位置関係が確認できる寸法の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《配管材の種類・長さ・ルート等》

- ・配管材の種類（例：FEP30・10m）を区画や各々の直線毎に長さの記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《埋設の位置・状況》

- ・埋設の箇所を図面上に示し掘削（掘削幅・深さ・距離）と現状の路面の状況（アスファルト、土等）の記載

《建柱（引込柱）の位置・仕様》

- ・架空配線の建柱や特別措置で必要となる引込柱の設置位置、仕様（材質・高さ）の記載
- ・支線を設置する場合は、支線の位置の記載

《ハンドホールの位置・仕様》

- ・埋設工事で必要となるハンドホールの設置位置、仕様（材質・たて・よこ・高さ）の記載

5-13. 充電設備を設置する場所にかかる証明

充電設備を設置しようとする場所の事業所の土地・建物の所有者を証する土地及び建物の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付してください。

また設置しようとする土地及び建物が申請者の所有でない場合は、土地・建物の利用に関する許諾及び充電設備の保有義務期間（５年）以上において利用することの許諾を土地・建物の所有者から得る必要があります。土地及び建物の利用に関する許諾を証する書類（写し）を提出してください。（ただし、機器及び配線その他充電設備関連の物品等が建物とかかわりなく設置できる場合は、土地に関する証明の添付及び許諾のみで構いません。）

【許諾書の記載の必須項目】

《所有者名》

- ・土地・建物の所有者名の記載

《借請人》

- ・土地・建物を借り受ける法人名等の記載（申請者であること）

《実施箇所所在地》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の所在地（登記簿上の地番）の記載

《許諾》

- ・充電設備設置による土地建物の利用を許諾していることの記載

《期間》

- ・充電設備の設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・作成日の記載

5-14. 高圧受変電設備を申請する場合

高圧受変電設備設置工事費を申請する場合は、以下に示す（１）（２）の書類を提出してください。

充電設備を稼働するために必要とされる設備（電力量等）の妥当性を審査するために求めるものです。

なお、本補助金に申請する充電設備の総出力と将来設置する充電設備の総出力を合計した容量の高圧受変電設備を申告することも可能です。

ただし、充電設備以外への電力供給等、充電設備との関連性が確認できない場合は、補助金の取消および返還等を求める場合があります。

（１）単線結線図

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「単線結線図」（不備事例：単結図、高圧仕様書等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・容量等の仕様の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：MCCB3P）容量（例：250AF/200AT）の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・RPR など変圧器やブレーカー以外に設置する設備の仕様の記載

《余剰容量を設置する場合》

- ・増設予定の充電設備の出力、基の記載《価格》
- ・充電設備の増設時期
- ・変圧器の余剰分の容量の記載
- ・余剰分を充電設備以外に使用しない旨の記載

※本補助金にて充電設備を設置後おおむね５年以内に充電設備を増設する計画があり、変圧器の容量を本補助金で設置する充電設備の総出力以上とする場合

（２）フェンスの仕様および価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等）

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・設置するフェンスのメーカー名の記載

《型式》

- ・見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・本体の価格（定価）の記載

5-15. デマンドコントローラー及び課金デバイスを申請する場合

(メーカー名、型式、価格等の記載がある資料)

デマンドコントローラー及び課金デバイスを申請する場合は、以下に示す(1)(2)の書類を提出してください。

(1) 価格(定価)を証する書類(メーカーのカatalog等)

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する機器のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格(定価)の記載

(2) 性能や機能等を証する書類(メーカーの仕様書等)

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する機器のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《仕様》

- ・ 性能や機能等の仕様の記載

5-16. 付帯設備設置工事を申請する場合 (メーカー名、型式、価格の記載がある資料)

(1) に示す付帯設備設置工事を申請する場合は、以下に示す(2)の書類を提出してください。

(1) 提出対象となる付帯設備設置の工事項目

- ・ 屋根
- ・ 小屋
- ・ 充電設備等保護用部材
- ・ 電灯

(2) 付帯設備の仕様及び価格(定価)を証する書類(メーカーのカatalog等)

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する付帯設備のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格（定価）の記載

5-17. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合

（特別措置の申込書、請求書）

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて急速充電設備を設置する場合は、以下業で必に示す（１）（２）の書類を提出してください。なお、補助対象経費にかかわらず全ての事要になります。なお、申請者が電力会社であり、申請者が自社または資本関係にある会社から調達（設置工事）を受ける場合も利益等排除^{注1}の対象になります。

注１：「5-19. 自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）」を参照してください。

（１）電力会社に提出し、受領されたことが確認できる申込書（写し）

【記載の必須項目】

《申込日》

- ・ 申込日の記載

《申込者》

- ・ 申請者名又は工事施工会社名等の記載

《実施箇所所在地又は名称》

- ・ 事業計画書に記載した実施箇所の所在地又は名称の記載

（２）同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置の工事負担金を確認できる書類

提出書類	記載の必須項目
電力会社が発行した請求書	《発行日》 ・ 請求書の発行日の記載 《宛先》 ・ 申請者名または工事施工会社名等宛であることの記載 《発行者》 ・ 電力会社名の記載 《設置場所住所または名称》 ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載 《請求金額》 ・ 工事負担金額の記載
電力会社との協議の結果の概算見積書 ^{注2}	《発行日》 ・ 概算見積書の発行日の記載 《宛先》 ・ 申請者名または工事施工会社名等宛であ

	ることの記載 《発行者》 ・ 電力会社名の記載 《設置場所住所または名称》 ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載 《概算見積額》 ・ 工事負担金額の記載
特別措置に基づく受電工事費の概算申告書^{注2}	《管理番号》 ・ 該当申請の管理番号の記載 《申請者名》 ・ 申請者名の記載 《設置場所住所または名称》 ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載 《概算申告額》 ・ 申告する工事負担金の概算申告額の記載^{注3} ^{注4} 《概算申告額の根拠》 ・ 概算申告額を算出した根拠となる理由の記載 《概算申告額算出者》 ・ 概算申告額を算出した担当者名の記載^{注5} 《概算申告額の承認者》 ・ 概算申告額を承認した承認者名の記載^{注5}

・ 支払条件は、振込みになります。

実績報告時に、振込みしたことを確認できる書類が必要です。

注2：電力会社が発行する請求書が発行されたら速やかに提出して下さい。

注3：「充電設備等設置工事申告額」の申告額欄に概算申告額を入力してください。

注4：工事施工会社が工事負担金を支払い申請者へ請求する場合は、工事施工会社の見積書に概算申告額を計上する必要があります。

注5：申請者本人または申請者が法人の場合は、代表者および申請担当者に限る。

5-18. リース契約に基づく申請の場合

(申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等)

- ・リース契約にて充電設備の取得及び設置工事を行う場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社に支払われます。
- ・リース会社は、リースの使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映させなくてはなりません。
- ・リース契約は、保有義務期間（5年）以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。

5-18-1. 提出書類

リース契約が含まれる申請の場合は、以下に示す（１）（２）の書類を提出してください。なお、充電設備を設置する土地・建物がリースの使用者（契約者）の所有でない場合は、（３）の書類が必要になります。

（１）申請者がリース事業を生業とすることを証する書類

- ・「5-6. 申請者本人確認書類」に示す法人の本人確認書類（履歴事項全部証明書等）に記載がある場合は代用することも可能です。

（２）リースの使用者（契約者）の本人確認書類（写し）

- ・リースの使用者（契約者）の本人確認書類を提出してください。（「5-6. 申請者本人確認書類」を参照）

（３）土地・建物の利用に関する許諾を証する書類（写し）

- ・充電設備を設置する土地・建物がリースの使用者（契約者）の所有でない場合、リースの使用者（契約者）が土地所有者から許諾を得ることが必要です。

リースの使用者（契約者）は「5-13. 充電設備を設置する場所にかかる証明」に示す許諾書類を申請者に提出してください。

申請者は確認後、提出してください。

※リース契約に基づく場合は、設備の使用者においても申請書類及び実績報告書等の写しを保管しておいてください。

5－19. 自社又は資本関係にある会社から調達する場合

(利益等排除申告、資本関係を証する書類等)

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、申請者自身の利益が含まれていることは、補助金交付の目的上、好ましくありません。

申請者が自社又は資本関係にある会社から調達（充電設備の購入及び設置工事）を受ける場合は、補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。

なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係にある場合、利益等排除の対象になります。

利益等排除は、申請者と資本関係にある会社とで議決権のある株式を保有している関係性（持株比率）による区分によって、利益等排除の方法が異なります。

このため、調達先毎に該当する区分がある場合、申告する必要があります。

5－19－1：充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合

5－19－2：充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合

なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

5－19－3：設置工事を資本関係のある工事施工会社から調達する場合

申請者は、持株比率を確認し、下記の利益等排除の区分を選択してください。

【利益等排除の区分】

（１）申請者が自社調達の場合

- ・申請者が自社の製造している充電設備を設置する場合に限ります。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・２社間の関係で持株比率が100%に限ります。

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

- ・２社間の関係で持株比率が100%未満20%以上に限ります。

5-19-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合

申請者が充電設備メーカー（自社含む。）との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	当該充電設備の製造原価 ^{注1} をもって補助対象経費とします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^{注2} から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^{注2} から利益相当額の排除を行います。

注1 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する書類の提出が必要です。

注2 この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費から協会が審査等を行った後の経費のことをいいます。

・利益等排除の区分毎に提出書類が異なります。

(1) 申請者の自社調達の場合

- ・当該充電設備の製造原価を証する書類を提出してください。OEMの場合は、申請者が調達先から購入する金額を製造原価として提出してください。

ア. 充電設備の製造原価を証する書類

「記載の必須項目」を確認の上、提出してください。

【記載の必須項目】

《充電設備メーカー名》

- ・申請者（充電設備メーカー）名の記載

《作成日》

- ・作成日の記載

《作成者》

- ・申請者（充電設備メーカー）の担当者の記載

《型式》

- ・ 申告された充電設備の型式の記載

《製造原価》

- ・ 申告された充電設備（１基分）の製造原価の記載
（受注生産品の場合、直近の月の製造原価の記載）

イ. 充電設備の製造原価を証明する明細書等

自社調達の場合は、見積書の発行がないため、以下に示す書類を提出してください。

【自社製造の場合】

上記「ア. 充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する書類として、社内で管理している製造原価の明細書等（写し）を提出してください。

【OEMの場合】

OEMの場合、上記「ア. 充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する明細書等として、調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した見積書（写し）を提出してください。（「５－８. 充電設備本体の購入にかかる見積書」を参照）

（２）100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等を提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

ア. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

5-19-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合

申請者が充電設備販売会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	補助対象経費に計上できないものとします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^注 から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^注 から利益相当額の排除を行います。

注 この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費から協会が審査等を行った後の経費のことをいいます。

5-19-2-1. 提出書類

利益等排除の区分毎に提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等を提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

（３）申請者の関係会社（（２）を除く。）からの調達の場合

ア. 持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

5-19-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合

申請者が工事施工会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	補助対象経費に計上できないものとします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^注 から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^注 から利益相当額の排除を行います。

注 この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費から協会が審査等を行った後の経費のことをいいます。

5-19-3-1. 提出書類

利益等排除の区分毎に提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等を提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

（３）申請者の関係会社（（２）を除く。）からの調達の場合

ア. 持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載
- 《売上高》
- ・ 売上高である金額の記載
- 《営業利益》
- ・ 営業利益である金額の記載
- 《日付》
- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

5-20. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

- (1) 申請者は、交付申請及び実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。
- (2) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、「手続代行者届出書（第 19 号様式）」を提出してください。
- (3) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。
- (4) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (5) 手続代行者の申請がある場合、書類に関する協会からの問合せ・訂正依頼などは、申請者及び手続代行者に連絡します。手続代行者の申請がない場合は、申請者に連絡します。手続代行者と確認の連絡が取れない場合は、交付申請及び実績報告の受付、交付決定や補助金の支払いができないことがありますので、注意してください。
- (6) 実質的に代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、「手続代行者届出書」の提出がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請者又は手続代行者以外の方への連絡や説明はできません。
- (7) 協会から発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。
- (8) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止を求めます。
- (9) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

5-21. 交付決定前に事業に着手する場合

- ・ 充電設備の発注及び充電設備の工事の施工は、交付決定通知後に行う必要があります。
- ・ やむを得ない理由により、交付決定通知を待たずに充電設備の発注又は充電設備の工事の施工を開始するなど、事業に着手したい場合は、交付申請書の提出に併せて「事前着手承認申請書」（第 6 号様式）を協会に提出して承認を得る必要があります。
- ・ なお、交付決定通知前に事業に着手した場合、交付決定がなされなかったり交付決定額が交付申請額を下回るなどして、事前着手したことに伴う不利益が生じたことを理由に、協会に対して意義を申し立てることはできませんので、そのことを十分に了解した上で、自己責任により着手してください。

5-22. 国補助を併用する申請の場合

- ・国補助を申請している、又は申請を予定している場合は、採択見込みがあるか否かにかかわらず、国補助の交付申請書の写しを提出する必要があります。
- ・既に国から交付決定通知がなされている場合には、交付申請書に代えて交付決定通知書の写しを提出してください。この場合、本補助金の申請前に充電設備の注文又は設置工事の施工がなされたときは、事前着手として本補助金の申請はできませんので、ご注意ください。
- ・国補助を申請している、又は申請を予定している場合は、国補助の交付決定通知又は採択結果の公表を待って本補助金の交付決定を行います。

5-23. 要部写真の提出資料 1/2（高圧受変電設備工事を申告した場合は、次ページを確認してください。）

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 (注 1)	撮影時期 (注 2)			撮影箇所の説明・留意点	
				施工前	施工中	施工後		
充電設備本体	1	□充電スペース	○	○		○	・充電スペース全景が確認できること	
	2	□充電設備本体の設置場所	○	○		○	・充電設備本体及び基礎の設置が確認できること	
	3	□別体 課金機の設置場所	○	○		○	・別体 課金機及び基礎の設置が確認できること	
	4	□別体 電源部の設置場所	○	○		○	・別体 電源部及び基礎の設置が確認できること	
	5	□充電設備の銘板写真	○			○	・充電設備の銘板の記載内容（型式・製造番号等）が確認できること	
	6	□別体 課金機・電源部の銘板写真	○			○	・別体 課金機・電源部の銘板（型式・製造番号等）の記載内容が確認できること	
	7	□電圧確認	■充電設備側の定格電圧の確認	○			○	・充電設備側の定格電圧をテスター等で測定していることが確認できること ・電圧の測定値が確認できること
	8		■三相の相回転	○			○	・充電設備側で正回転であることが確認できること（充電設備が三相の場合のみ）
(1)～①充電設備 設置工事	9	□充電設備の基礎			○		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること（写真は複数枚提出可）	
	10	□別体 課金機の基礎			○		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること（写真は複数枚提出可）	
	11	□別体 電源部の基礎			○		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること（写真は複数枚提出可）	
(1)～②電気配線 工事	12	□受電元	■キュービクル・配電盤の外観			○	・受電元であるキュービクル・配電盤の外観全体が確認できること	
	13	（キュービクル・配電盤）	■キュービクル・配電盤の内部			○	・受電元であるキュービクル・配電盤の内部全体が確認できること	
	14		■キュービクル・配電盤の専用回路	○		○	・充電設備の専用回路を接写し、単独で撮影し、ブレーカー容量や型式等が確認できること	
	15	□受電元（分電盤・引込開閉器盤）	■分電盤・引込開閉器盤の外観			○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の外観全体が確認できること	
	16	※充電設備専用の場合は、上位（1次側）の受電元の写真の添付が必要	■分電盤・引込開閉器盤の内部			○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の内部全体が確認できること	
	17		■分電盤・引込開閉器盤の専用回路	○		○	・充電設備の専用回路を接写し、単独で撮影し、ブレーカー容量や型式等が確認できること	
	18	□手元開閉器盤	■手元開閉器盤の外観			○	・受電元である手元開閉器盤の外観全体が確認できること	
	19	※設置した場合は、手元開閉器盤の	■手元開閉器盤の内部			○	・受電元である手元開閉器盤の内部全体が確認できること	
	20	上位（1次側）となる受電元の写真の添付が必要（既設、増設、新設含む）	■手元開閉器盤の専用回路	○		○	・充電設備の専用回路を接写し、単独で撮影し、ブレーカー容量や型式等が確認できること	
	21	□配線配管工事	■架空			○	・支持点の設置が確認できること ・架空配線の状況が確認できること	
	22	※配線工事は、実線が撮影されていること。	■露出配線			○	・代表的な露出配管（配線）の状況が確認できること	
	23		■埋設配線			○	・代表的な埋設配管（配線）の状況が確認できること（埋設経路の中間地点を撮影すること）	
	24		■機械式駐車場の場合			○	・バレット等の稼働による配線状況の変化が確認できること。	
	25	□埋設工事				○	・スケール等により埋設の寸法（幅×深さ）が確認できること（写真は複数枚提出可） ・埋設工事の全景が確認できること	
	26	□引込柱・建柱等				○	・設置された引込柱や建柱の全体が確認できること ※新規で設置された引込柱や建柱については全て提出すること	
	27	□ハンドホール				○	・設置されたハンドホールの全体が確認できること ※新規で設置されたハンドホールは全て提出すること	
	28	□デマンド工事				○	・設置されたデマンドコントロール機器本体の全体が確認できること	
	29	□課金デバイス工事				○	・設置された課金デバイス機器本体の全体が確認できること	
	30	□その他、工事				○	・その他、工事に申告された設備や部材毎の全体が確認できること	
(1)～④特別措置	31	□特別措置の受電点外観	○			○	・新たに引込を行った受電点が確認できること ・電力会社側の架空配線の状況が確認できること	
(2)案内板 (注 3)	32	□案内板	■案内板の設置予定場所		○		・入口に設置する案内板の設置予定場所が確認できること	
	33	※公道からの全景を撮影すること。	■既設案内板がある場合		○		・既設案内板がある場合は、既設案内板の全景写真 ・両面の場合は、公道の上下線からの全景（2枚）を撮影すること	
	34		■案内板の設置完了	○		○	・入口に設置した案内板の設置場所が確認できること	
	35		■両面の場合は2枚必要	○		○	・両面に設置した場合は、公道の上下線からの全景を撮影すること	
(3)付帯設備	36	□駐車スペースのライン引き				○	・ライン引きの全体が確認できること	
	37	□路面表示		○		○	・路面表示の全体が確認できること（待機スペース含む）	
	38	□屋根	■屋根の設置完了		○	○	・屋根の正面から全体が確認できること	
	39		■基礎			○	・支柱部分の基礎が確認できること（4柱の場合は複数枚提出可）	
	40	□小屋	■小屋の設置完了	○		○	・小屋の正面から全体が確認できること	
	41		■小屋の内部写真			○	・小屋の内部が確認できること	
	42		■基礎			○	・小屋の基礎部分が確認できること（全体写真で確認できる場合は提出不要）	
	43	□保護用部材	■保護用部材の設置完了	○		○	・充電設備保護用部材の正面から全体が確認できること	
	44		■基礎			○	・充電設備保護用部材の基礎が確認できること（全体写真で確認できる場合は提出不要）	
	45	□電灯	■電灯の設置完了			○	・電灯の正面（側面）から全体が確認できること。	
(4)その他	46	□充電スペース造成	■充電スペースの造成予定場所・造成完成		○		○	・充電スペースの造成予定場所の全景が確認できること ・造成スペース完成の全景が確認できること

注1 必須写真：補助対象経費及び申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須になります。

注2 撮影時期：施工前…交付申請時に提出、施工中…施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、施工後…施工後に撮影が必要で実績報告時に提出 注3 （2）案内板は、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業の場合のみ提出が必須

5-23. 要部写真の提出資料 2/2（高圧受変電設備設置工事を申告した場合）

●変圧器のみを増設する場合

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 (注1)	撮影時期(注2)			撮影箇所の説明・留意点
				施工前	施工中	施工後	
(1) -③高圧受変電設備	47	☐ キュービクル（高圧受変電設備）の外観		○			・高圧受変電設備本体の外観全景が確認できること
	48	☐ 変圧器の設置予定場所（空きスペース）		○			・高圧受変電設備内に増設する変圧器の設置予定場所が確認できること ※増設スペース場所を中心に撮影すること
	49	☐ 設置した変圧器の全体				○	・変圧器の外観全体が確認できること
	50	☐ 設置した変圧器の銘板				○	・変圧器の銘板の記載内容が確認できること
	51	☐ 交換する機器（設備）等の全体			○		・交換する機器（設備）の外観全体が確認できること ※交換前に撮影すること
	52	☐ 交換する機器（設備）等の仕様			○		・交換する機器（設備）の仕様（規格等）が確認できること ※交換前に撮影すること
	53	☐ 交換した機器（設備）等の全体			○		・交換した機器（設備）の外観全体が確認できること ※交換後に撮影すること
	54	☐ 交換した機器（設備）等の仕様			○		・交換した機器（設備）の仕様（規格等）が確認できること ※交換後に撮影すること

●キュービクル（高圧受変電設備）を増設する場合

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 (注1)	撮影時期(注2)			撮影箇所の説明・留意点
				施工前	施工中	施工後	
(1) -③高圧受変電設備	55	☐ キュービクル（高圧受変電設備）の設置予定場所		○			・高圧受変電設備の設置予定場所の全景が確認できること
	56	☐ 設置したキュービクル（高圧受変電設備）の外観				○	・高圧受変電設備の外観全景が確認できること
	57	☐ 設置したキュービクル（高圧受変電設備）の内観				○	・高圧受変電設備の内部全体が確認できること※原則、表裏にある開閉扉ごとに正面から撮影し、内部全体を撮影すること
	58	☐ 設置したキュービクル（高圧受変電設備）の主銘板				○	・高圧受変電設備本体の主銘板の記載内容が確認できること
	59	☐ 充電設備に供給する変圧器の銘板				○	・変圧器の銘板の記載内容が確認できること
	60	☐ 設置するキュービクル（高圧受変電設備）の基礎			○		・高圧受変電設備を設置する前の基礎の全体が確認できること
	61	☐ 高圧受変電設備を囲うフェンス全体				○	・申告した場合は、フェンスの外観全景が確認できること
	62	☐ 作業中の重機			○		・申告した重機（クレーン等）の作業が確認できること
	63	☐ 接地工事の状況			○		・接地工事の内容が確認できること（接地極等の確認ができる状態）
	64	☐ 交換する機器（設備）等の全体			○		・交換する機器（例：ヒューズ、計器類、幹線等）の外観全体が確認できること ※交換前に撮影すること
	65	☐ 交換する機器（設備）等の仕様			○		・交換する機器（例：ヒューズ、計器類、幹線等）の仕様（規格等）が確認できること ※交換前に撮影すること
	66	☐ 交換した機器（設備）等の全体			○		・交換した機器（例：ヒューズ、計器類、幹線等）の外観全体が確認できること ※交換後に撮影すること
	67	☐ 交換した機器（設備）等の仕様			○		・交換した機器（例：ヒューズ、計器類、幹線等）の仕様（規格等）が確認できること ※交換後に撮影すること
	68	☐ 既設と増設設備を接続する箇所の施工前状況			○		・既存および増設する高圧受変電設備を稼働させるために必要な配線接続部の施工前の状況が確認できること
	69	☐ 既設と増設設備を接続する箇所の施工後状況				○	・既存および増設する高圧受変電設備を稼働させるために必要な配線接続部の施工後の状況が確認できること

●キュービクル（高圧受変電設備）を新設する場合（特別措置等）

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 (注1)	撮影時期(注2)			撮影箇所の説明・留意点
				施工前	施工中	施工後	
(1) -③高圧受変電設備	70	☐ キュービクル（高圧受変電設備）の設置予定場所		○			・高圧受変電設備の設置予定場所の全景が確認できること
	71	☐ 設置したキュービクル（高圧受変電設備）の外観				○	・高圧受変電設備の外観全景が確認できること
	72	☐ 設置したキュービクル（高圧受変電設備）の内観				○	・高圧受変電設備の内容全体が確認できること※原則、表裏にある開閉扉ごとに正面から撮影し、内部全体を撮影すること
	73	☐ 設置したキュービクル（高圧受変電設備）の主銘板				○	・高圧受変電設備本体の主銘板の記載内容が確認できること
	74	☐ 充電設備に供給する変圧器の銘板				○	・変圧器の銘板の記載内容が確認できること
	75	☐ 設置するキュービクル（高圧受変電設備）の基礎			○		・高圧受変電設備を設置する前の基礎の全体が確認できること
	76	☐ 設置する区分開閉器（PAS等）の仕様			○		・区分開閉器（PAS等）の仕様が確認できること
	77	☐ 設置した区分開閉器（PAS等）の全景				○	・区分開閉器（PAS等）の仕様が確認できること
	78	☐ 高圧受変電設備を囲うフェンス全体				○	・フェンスの設置工事を申告した場合は、フェンスの外観全景が確認できること
	79	☐ 作業中の重機			○		・申告した重機（クレーン等）の作業が確認できること
	80	☐ 接地工事の状況			○		・接地工事の内容が確認できること（接地極等の確認ができる状態）

注1 必須写真：補助対象経費及び申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須になります。

注2 撮影時期：施工前…交付申請時に提出、施工中…施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、施工後…施工後に撮影が必要で実績報告時に提出

6. 「給油所」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	給油所への充電設備設置事業（経路充電）
事業内容	「給油所」 ^{注1} における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^{注2} または電気自動等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電のための充電設備設置事業

注1：「給油所」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律（第二条3項）に定義されている給油設備により自動車^{注3}に揮発油を給油するための施設をいう。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

注3：「自動車」とは、道路運送車両法で自動車の種類として定義されているものをいう

6-1. 「給油所への充電設備設置事業」の申請要件

以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が公道^{注4}に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所^{注5}にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等協会が特に認める料金の徴収は可とします。
- (3) 協会が求める条件を満たした充電場所を満たした充電場所を示す案内板を給油所の入口に設置すること。
- (4) 充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
- (5) 充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- (6) 設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていること。
- (7) 充電設備を設置するにあたり、関係する法令等を遵守していること。
- (8) 充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）を設置すること。^{注6}
- (9) 設置する充電設備は、OCCP 1.6以上に準拠した総出力50kW以上の急速充電設備であること。
- (10) 充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。

※充電設備は24時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注4：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注5：設置場所への出入りや充電を行う際に、設置場所の許可を都度得る必要がある場所、

または別の車両の移動を要する場所を除く。

注6：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告できます。その場合は状況等報告にて理由を申告してください。

6-2. 提出書類および申告内容

給油所への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

6-3：設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類

6-4：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

6-5：設置する施設等の説明

6-6：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上の掲載予定先

6-3. 設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類

揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類（揮発油販売業者登録通知書や揮発油販売業者登録証明願い等、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき設置場所が給油所として登録されていることを証明する書類）を提出してください。

【記載の必須項目】

《登録者名》

・ 揮発油販売業者の登録名の記載

《設置場所住所》

・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《発行者》

・ 経済産業省（局）名の記載

《登録日》

・ 揮発油販売業者としての登録日の記載

6-4. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、協会が充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする経緯・理由が記載された書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

・ 書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

・ 書類の作成日を記載 《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
- 《設置場所住所》
 - ・ 申請で入力した設置場所住所の記載
- 《造成理由》
 - ・ 造成をする経緯・理由を記載

6－5. 設置する施設等の説明

以下の設置する施設等の情報を申告してください。

- 【申告内容】
- 《営業開始予定日》
 - ・ 施設が新築の場合、営業を開始する予定日
- 《公道名》
 - ・ 施設に面する公道名
- 《給油可能台数》
 - ・ 施設の給油可能台数（計量機の台数）

6－6. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先の

設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Webサイト名）を申告してください。掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。既に掲載済みであれば、そのWebサイトのURLを申告してください。

- 【確認項目】
- 《設置場所名称》
 - ・ 申請で入力した設置場所名称（略称不可）
- 《充電設備の出力》
 - ・ 設置する充電設備の出力
- 《利用可能時間および定休日》
 - ・ 設置する充電設備の利用可能時間および定休日
- 《故障およびメンテナンス状況》
 - ・ 設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況

7. 「商業施設及び宿泊施設等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
事業内容	「商業施設」、「宿泊施設」、「時間貸し駐車場」等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電 ^{注1} のための充電設備設置事業

「商業施設及び宿泊施設等」とは、商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設、時間貸し駐車場、道路運送法による一般自動車道に面した施設等を指す。

個人宅（個人宅に付随する駐車場および自宅兼事務所も含む）や施設の従業員用駐車場等、特定の利用者しか利用できない場所への設置は除く。

注1：「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう

7-1. 「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業」の申請要件

以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が公道^{注2}に面した入口から誰もが自由に出入りができる場所^{注3}にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等協会が特に認める料金の徴収は可とします。
- (3) 充電場所を示す案内板を商業施設および宿泊施設等の入口に設置すること。なお、案内板は協会が求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
- (4) 充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
- (5) 充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- (6) 充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）を設置すること。^{注4}
- (7) 設置する充電設備は、OCCP 1.6以上に準拠した総出力50kW以上の急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。^{注5}
- (8) 充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
- (9) 普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドを設置する場合は、次項の表の充電口数以下であること。^{注6}

※充電設備は24時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注2：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注3：設置場所への出入りや充電を行う際に、設置場所の許可を都度得る必要がある場所、または別の車両の移動を要する場所を除く。

注4：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告できます。その場合は状況等報告にて理由を申告してください。

注5：急速充電設備と普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドを併設する場合は「一つの工事」として急速充電設備の区分にて申請を行うこと。

注6：補助金を受けずに設置する充電設備は含まない。なお、その場合は実績報告時に補助金を受けずに設置する充電設備を図面等に示すこと。

・急速充電設備以外の充電口数上限 普通充電設備

充電設備の種類	普通充電設備 ^{注7} 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限 ^{注8}	駐車区画数200以下：充電口4口 ^{注9} ※ただし、駐車区画数を超える充電口数は申請不可 駐車区画数201以上：充電口数は駐車区画数の2%以下かつ50口以下 ^{注9} ※小数点以下の端数は切り上げ

注7：急速充電設備との併設設置は可能とする。この場合であっても普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドの設置できる充電口数は上表の通りとする。

注8：既設充電設備があり、直近3カ月の充電口1口あたりの月の平均稼働時間が60時間以上である場合、上表の充電口数上限を超えて申請できるものとする。ただし、超過して設置できる充電口数は、上表の充電口数を上限とする。

注9：既設充電設備の口数を含める。ただし、実績報告までに撤去される既設充電設備の口数は除く。

7-2. 提出書類および申告内容

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業に申請する場合は、以下の書類を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

7-3：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

7-4：「時間貸し駐車場」にて申請する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

7-5：設置する施設等の説明

7-6：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上の掲載予定先

7-3. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示による場合 または国・地方公共団体等の指導や指示によらない場合のどちらの場合でも、協会が認めた場合のみ補助対象経費とします。

以下に示す（１）または（２）の書類を提出してください。

（１）国・地方公共団体等の指導や指示により充電スペースを造成することを証する書類

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 国、地方公共団体等の名称の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《指導や指示》

- ・ 造成しなければならない具体的な指導、指示内容の記載

（２）国・地方公共団体等の指導や指示によらない施設にて充電スペースを造成する場合は、下記の必須項目を記載した書類

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《理由》

- ・ 造成が必要な具体的な理由を記載

7-4. 「時間貸し駐車場」にて申請する場合に必要な書類

「時間貸し駐車場」にて申請する場合、時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）の写真を提出してください。

時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）があっても、簡易的に固定されているだけの場合はお認め出来ない場合があります。

また、時間貸し駐車場であることを証する表示が存在しても、会員限定やインターネット予約限定などの駐車場は「時間貸し駐車場」の要件を満たしていないと判断する場合があります。

【写真の確認項目】

《名称》

- ・ 時間貸し駐車場の名称

《管理者の氏名および連絡先》

- ・ 時間貸し駐車場の管理者の氏名および連絡先

《駐車料金に関する事項》

- ・ 時間単位での料金の表示

《利用に関する事項》

- ・ 時間貸し駐車場を利用する際の注意事項等

7-5. 設置する施設等の説明

以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・ 施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《公道名》

- ・ 施設に面する公道名

《駐車場の収容台数》

- ・ 施設の駐車場の収容台数

※申告された駐車場の収容台数について、根拠資料等を求める場合があります。

《充電口1口あたりの直近3カ月の月の平均稼働時間》

- ・ 申請時に既設充電設備があり、充電口数上限を超えて充電設備を設置する場合
既設充電設備の充電口1口あたりの直近3カ月の月の平均稼働時間

7-6. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Webサイト名）を申告してください。掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。既に掲載済みであれば、そのWebサイトのURLを申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称（略称不可）

《充電設備の出力》

- ・ 設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・ 設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・ 設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況

8. 「集合住宅」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	集合住宅 ^{注1} への充電設備設置事業（基礎充電） ^{注2}
事業内容	分譲または賃貸集合住宅に属する駐車場 ^{注3} における基礎充電のための充電設備設置事業 ^{注4}

注1：集合住宅とはマンション、共同住宅及び長屋のことをいう。

注2：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

注3：集合住宅の共用部の駐車場および居住者専用駐車場であること。（集合住宅内の時間貸し駐車場およびカーシェアリング用の区画等は除く。）

注4：申請者が集合住宅の所有者でない場合は、所有者の許諾を受けていること。なお、新築の分譲の集合住宅の場合は、販売事業者の許諾を受けていること

8-1. 「集合住宅への充電設備設置事業」の申請要件

以下の要件を満たすことが必要です。

【分譲・賃貸共通】

- (1) 充電設備の受電元は、集合住宅の共用部の配電盤、分電盤等または充電設備専用の別引込であること。ただし、当該集合住宅等の全戸数と同数以上の駐車場区画に充電設備を設置する場合は、各戸の分電盤を受電元とすることも可とする。
- (2) 充電設備の利用者は当該集合住宅の居住者または駐車場の契約者であること。
- (3) 設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。なお、普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。
- (4) 設置する充電設備は、以下の基準を満たすこと。^{注5 注6}

充電設備の種類	普通充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限	充電口数が駐車場収容台数の 10% ^{注7} 以下かつ 10口以下	充電口数が駐車場収容台数以下 かつ 20口以下

注5：補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まない。なお、その場合は実績報告時に補助金を受けずに設置する充電設備を図面等に表示すること。

注6：申請時に既に充電設備が設置されており、実績報告において、既設充電設備と補助金を申請して設置した普通充電設備の合計口数が、申請時の既設充電設備の充電口数を超え、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%以上となる場合に限り、基準を満たす充電口数を追加で設置を認める。なお、設置可能となる充電口数には、既設充電設備の充電口数は含まない。ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、追加設置の場合でも駐車場収容台数を超えての設置は認めない。

注7：施設内の駐車場収容台数の10%を算出した際に小数点以下の端数がある場合

は、その端数を切り上げとします。

【分譲の場合】

- (5) 新築の集合住宅で申請者が販売事業者の場合は、竣工後に充電設備等の所有者を建設会社等から管理組合へ変更する前に、財産処分の手続きが必要となるため、協会へ報告し指示を受けること。なお、重要事項説明会等において当該充電設備の管理義務等について変更先に説明すること。
- (6) 分譲済の場合は、交付申請時に「住民総会」で充電設備の設置が決議されている、または理事会での合意がされていること。

【賃貸の場合】

- (7) 賃貸集合住宅の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的としている申請ではないこと。

8-2. 提出書類および申告内容

集合住宅への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類を提出してください。

【申請に必要な書類】

8-3：集合住宅であることを証する書類

【申請の内容に応じて求める書類】

- 8-4：住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲済の場合）
- 8-5：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類
- 8-6：管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（分譲済の場合）
- 8-7：賃貸集合住宅で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸集合住宅の場合）
- 8-8：実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

8-9：設置する施設等の説明

8－3. 集合住宅であることを証する書類

・集合住宅の駐車場に充電設備を設置する場合には、集合住宅であることを証する以下の書類を提出してください。

- (1) 確認済証、検査済証、建築計画概要書、建築台帳記載事項証明書等で共同住宅等であることが明記されている書類

【記載の必須項目】

《主要用途》

- ・共同住宅、または長屋であることの記載

《建築主》

- ・申請者と同一であることの記載

賃貸集合住宅の申請において申請者と同一でない場合は、理由書を提出してください。

ただし、賃貸集合住宅の所有者から許諾を受けた法人または居住者からの申請においては、建築主と所有者が同一でない場合に提出してください。

《建築場所》

- ・申請で入力した設置場所であることの記載

8－4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類

- (1) 分譲集合住宅の場合は、住民総会で充電設備を設置することを住民が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・住民総会が開催された日付の記載

《集合住宅の名称》

- ・集合住宅の名称の記載（略称不可）

《充電設備設置の承認》

- ・充電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

- (2) 住民総会の開催が間に合わない場合、理事会で充電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 理事会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

- ・ 住民総会の開催予定日の記載

- (3) 新築の分譲集合住宅にて管理組合が発足してない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を実施状況等報告にて提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・ 販売事業者名の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《発足日》

- ・ 管理組合の発足予定日の記載

8-5. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、協会が認めた場合にのみ補助対象経費とします。既設分譲集合住宅で「充電スペース造成費」を申告する場合、「8-4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類」に充電スペースを造成することが決議されたことの記載が必要です。

8-6. 管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（分譲済の場合）

- (1) 住民総会で充電設備を設置することを管理組合が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 住民総会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《管理組合の許諾》

- ・ 管理組合から許諾を受諾されたことの記載

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾されていることの記載

- (２) 住民総会の開催が間に合わない場合、理事会で充電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 理事会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《理事会の許諾》

- ・ 理事会から許諾を受けた法人または居住者であることの記載

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

- ・ 住民総会の開催予定日の記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾されていることの記載

８－７．賃貸集合住宅で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類

賃貸集合住宅の場合は所有者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《賃借人》

- ・ 申請者名の記載

《所有者》

- ・ 賃貸集合住宅の所有者名の記載

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載
- 《許諾》
 - ・賃貸集合住宅の所有者から充電設備設置の許諾を受けた法人または居住者であることの記載
- 《期間》
 - ・充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾されていることの記載

８－８．実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要な書類

申請時に既に充電設備があり、実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合、当該集合住宅の居住者が電気自動車を所有していることを証する書類として、（１）～（４）の書類を提出してください。

（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）

既設充電設備の充電口数の５０％以上となる電気自動車等の利用台数分の自動車検査証（車検証）をアップロードし、提出してください。

電子化された自動車検査証（車検証）（「以下「電子車検証」という。」）の場合で、電子車検証の券面では確認できない項目がある場合は、「自動車検査記録事項」を併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《有効期間の満了する日》

- ・申請時において有効な自動車検査証（車検証）であることの記載

《型式》

- ・電気自動車等の型式の記載

《所有者》

- ・居住者であることの記載^{注7}

《使用者》

- ・居住者であることの記載^{注8}

《使用の本拠の位置》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《燃料の種類》

- ・燃料の種類が電気またはガソリン・電気であることの記載

注7：割賦販売およびリース車両（リース期間１年以上）の場合は除く。

また、所有者が居住者である使用者（血縁者や雇用契約者に限る。）へ貸与している場合は、血縁関係や貸与を証する書類の提出が必要です。

注8：使用者の名義変更がされていない車両での申請は不可となります。

- (2) 前記(1)の提出ができない場合、電気自動車等の発注を完了したことを証する発注書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・電気自動車等の購入先の記載

《注文日/発注日/契約日》

- ・注文/発注/契約済みであることの確認ができる日付の記載

《車名》

- ・電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車）の車名の記載

《型式》

- ・メーカー指定の車両型式（型番）の記載

《納車希望日または納車予定日》

- ・実績報告期限内に納車（車検証の発行）予定であることの確認ができる日付の記載

《使用者名義人名》

- ・使用者名義人の住所、氏名の記載

《捺印または署名》

- ・使用者名義人の捺印、署名の記載

なお、発注書を提出した場合は、実績報告までに(1)電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。

- (3) 電気自動車等を利用している居住者に当該駐車場の使用を許可していることを証する書類

マンション管理組合や集合住宅所有者などが電気自動車の所有者または使用者に対して発行している書類（駐車場使用許可書、駐車場賃貸契約書等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《設置場所名称または住所》

- ・当該集合住宅の名称または住所の記載

《当該駐車場の使用許可》

- ・上記(1)で提出している電気自動車等が駐車していることが確認できる記載

- (4) 電気自動車等を利用している駐車場利用区画を証する書類

既設充電設備の充電口数の50%以上となる電気自動車等の駐車場利用区画が確認できる書類（区画が分かる図面等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《設置場所名称または住所》

- ・当該集合住宅の名称または住所の記載

《当該駐車場の利用区画》

- ・上記（１）で提出している電気自動車等が駐車している区画が確認できる記載

８－９．設置する施設等の説明

以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《住戸数》

- ・設置する集合住宅の住戸数

《販売開始日》

- ・新築分譲集合住宅の場合、集合住宅の販売開始日

《集合住宅所有者の居住先》

- ・賃貸集合住宅の場合、集合住宅所有者（オーナー）の居住

《駐車場形態および収容台数》

- ・集合住宅の駐車場の形態および収容台数

9. 「月極駐車場」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	月極駐車場への充電設備設置事業（基礎充電） ^{注1}
事業内容	月極駐車場 ^{注2} における基礎充電のための充電設備設置事業

注1：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

注2：「月極駐車場」とは、1か月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。

9-1. 「月極駐車場への充電設備設置事業」の申請要件

以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 充電設備の利用は、月極駐車場の契約者であること。
- (2) 月極駐車場の賃貸借契約書を提出できること。
- (3) 月極駐車場の所有者が使用することを目的とした申請ではないこと。
- (4) 設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。なお、普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。
- (5) 設置する充電設備は、以下の基準を満たすこと。^{注3 注4}

充電設備の種類	普通充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限	充電口数が駐車場収容台数の10% ^{注5} 以下かつ10口以下	充電口数が駐車場収容台数以下 かつ20口以下

注3：補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まない。

なお、その場合は実績報告時に補助金を受けずに設置する充電設備を図面等に表示すること。

注4：既に充電設備が設置されており、実績報告において、既設充電設備と補助金を申請して設置した普通充電設備の合計口数が、申請時の既設充電設備の充電口数を超え、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%以上となる場合に限り、基準を満たす充電口数を追加で設置を認める。なお、設置可能となる充電口数には、既設充電設備の充電口数は含まない。ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、追加 設置の場合でも駐車場収容台数を超えての設置は認めない。

注5：施設内の駐車場収容台数の10%を算出した際に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げとします

9-2. 提出書類および申告内容

月極駐車場への充電設備設置事業に交付申請する場合は、以下の書類を提出してください。

【申請に必要な書類】

9-3：月極駐車場の賃貸借契約書

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

9-4：実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に
必要な書類

9-5：設置する施設等の説明

9-3. 月極駐車場の賃貸借契約書

月極駐車場の賃貸借契約書を提出してください。

【記載の必須項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《1か月単位以上の契約》

- ・1か月単位以上の契約（月額賃料等）であることの記載

9-4. 実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に 必要な書類

申請時に既に充電設備があり、実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、（1）または（2）を提出してください。

（1）電気自動車等の自動車検査証（車検証）

既設充電設備の充電口数の50%以上となる電気自動車等の利用台数分の自動車検査証（車検証）を提出してください。

電子化された自動車検査証（車検証）（「以下「電子車検証」という。」）の場合で、電子車検証の券面では確認できない項目がある場合は、「自動車検査記録事項」を併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《有効期間の満了する日》

- ・申請時において有効な自動車検査証（車検証）であることの記載

《型式》

- ・電気自動車等の型式の記載

《所有者》

- ・ 契約者であることの記載^{注6}

《使用者》

- ・ 契約者であることの記載^{注7}

《使用の本拠の位置》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《燃料の種類》

- ・ 燃料の種類が電気又はガソリン・電気であることの記載

注6：割賦販売およびリース車両（リース期間1年以上）の場合は除く。

注7：使用者の名義変更がされていない車両での申請は不可となります。

- （2）前記（1）の提出ができない場合、電気自動車等の発注を完了したことを証する発注書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 電気自動車等の購入先の記載

《注文日/発注日/契約日》

- ・ 注文/発注/契約済みであることの確認ができる日付の記載

《車名》

- ・ 電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車）の車名の記載

《型式》

- ・ メーカー指定の車両型式（型番）の記載

《納車希望日または納車予定日》

- ・ 実績報告期限内に納車（車検証の発行）予定であることの確認ができる日付の記載

《使用者名義人名》

- ・ 使用者名義人の住所、氏名の記載

《捺印または署名》

- ・ 使用者名義人の捺印、署名の記載

なお、発注書を提出した場合は、実績報告までに（1）電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。

9-5. 設置する施設等の説明

以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・ 施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《駐車場の収容台数》

- ・ 施設の駐車場の収容台数

《利用者の選択》

- ・ 1 区画の契約者のみが利用可能または駐車場の契約者であれば誰でも利用できる

10. 「事務所・工場等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電） ^{注1}
事業内容	事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業

注1：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

10-1. 「事務所・工場等への充電設備設置事業」の申請要件

以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 充電設備の利用は、申請者が所有する社有車^{注2}・従業員の通勤車^{注3}であること。^{注4}
- (2) 充電設備の設置場所は、申請者の事務所・工場等の敷地^{注5}内であること。
- (3) 来客車^{注6}用の駐車場に設置されていないこと。
- (4) 事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随していないこと。
- (5) 設置する充電設備は、急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。^{注7}なお、普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。
- (6) 普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドを設置する場合は、以下の基準を満たすこと。^{注8 注9}

充電設備の種類	普通充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限	充電口数が駐車場収容台数の10% ^{注10} 以下かつ10口以下	充電口数が駐車場収容台数以下 かつ20口以下

注2：申請者となる法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

注3：申請者となる法人に雇用され、業務に従事している方が通勤用に利用する車のことをいう。（取締役や役員は含みません。）

注4：リース会社が申請者の場合、充電設備の利用は、リースの使用者が所有する社有車および従業員の通勤車であること。

注5：必要に応じて事務所・工場等の敷地であることを証する書類を「状況等報告」にて提出を求める場合があります。

注6：申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。

注7：急速充電設備を設置する場合、普通充電、充電用コンセントおよび充電用コンセ

ントスタンドとの併設をそれぞれ可能とする。その場合車は「一つの工事」として急速充電設備の区分にて申請を行うこと。

また、従業員駐車場、社有車駐車場に限り、急速充電設備の補助対象とする。

注 8：補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まない。

なお、その場合は実績報告時に補助金を受けずに設置する充電設備を図面等に表示すること。

注 9：申請時に既に充電設備が設置されており、実績報告において、既設充電設備と補助金を申請して設置した普通充電設備の合計口数が、申請時の既設充電設備の充電口数を超え、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の 50% 以上となる場合に限り、基準を満たす充電口数を追加で設置を認める。なお、設置可能となる充電口数には、既設充電設備の充電口数は含まない。ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、追加設置の場合でも駐車場収容台数を超えての設置は認めない。

注 10：施設内の駐車場収容台数の 10% を算出した際に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げとします。

10-2. 特有の提出書類および申告内容

事務所・工場等への充電設備設置事業に交付申請する場合は、以下の書類を提出してください。

【申請に必要な書類】

10-3：実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

10-4：設置する施設等の情報

10-3. 実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要な書類

申請時に既に充電設備があり、実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、（１）または（２）を提出してください。

（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）

既設充電設備の充電口数の 50% 以上となる電気自動車等の利用台数分の自動車検査証（車検証）を提出してください。

電子化された自動車検査証（車検証）（「以下「電子車検証」という。）の場合で、電子車検証の券面では確認できない項目がある場合は、「自動車検査記録事項」を併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《有効期間の満了する日》

- ・申請時において有効な自動車検査証（車検証）であることの記載

《型式》

- ・電気自動車等の型式の記載

《所有者》

- ・当該事務所・工場等であることの記載^{注8}

《使用者》

- ・当該事務所・工場等であることの記載^{注9}

《使用の本拠の位置》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《燃料の種類》

- ・燃料の種類が電気またはガソリン・電気であることの記載

注8：割賦販売およびリース車両（リース期間1年以上）の場合は除く。

注9：使用者の名義変更がされていない車両での申請は不可となります。

- （2）前記（1）の提出ができない場合、電気自動車等の発注を完了したことを証する発注書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・電気自動車等の購入先の記載

《注文日/発注日/契約日》

- ・注文/発注/契約済みであることの確認ができる日付の記載

《車名》

- ・電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車）の車名の記載

《型式》

- ・メーカー指定の車両型式（型番）の記載

《納車希望日または納車予定日》

- ・実績報告期限内に納車（車検証の発行）予定であることの確認ができる日付の記載

《使用者名義人名》

- ・使用者名義人の住所、氏名の記載

《捺印または署名》

- ・使用者名義人の捺印、署名の記載

なお、発注書を提出した場合は、実績報告までに（1）電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。

10－4．設置する施設等の説明

以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《施設の駐車場収容台数》

- ・ 事務所・工場等の駐車場の収容台数

《従業員と社有車の駐車場収容台数》

- ・ 従業員の通勤車用および社有車用の駐車場の収容台数

V2Hの要件等については、現在調整中で決まり次第記載します。

V2Hの要件等については、現在調整中で決まり次第記載します。

V2Hの要件等については、現在調整中で決まり次第記載します。

13. 実績報告の提出：全事業共通

13-1. 提出書類

【報告に必要な書類】

- 13-2：「実績報告書及び補助金交付請求書」（第14号様式）
- 13-3：「事業実績書」（第2号様式）
- 13-4：「収支精算書」（第3号様式）
- 13-5：振込口座届出書（要第16号様式）
- 13-6：充電設備本体の発注書又は契約書
- 13-7：充電設備本体の支払いを証する領収書等
- 13-8：充電設備本体の保証書等
- 13-9：工事費の支払いを証する領収書等
- 13-10：充電設備等設置工事の実績申告（エクセルファイルと紙）
- 13-11：工事要部写真（第20号様式）
- 13-12：完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図
- 13-13：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第18号様式）

【報告の内容に応じて必要な書類】

- 13-14：特別措置の支払いを証する書類
（特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合）
- 13-15：「補助金貸与料金の算定根拠明細書」
（リース契約に基づく報告の場合）
- 13-16：自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合の書類（利益等排除申立等）
- 13-17 管理組合から許諾を受けたことを証する書類
- 13-18：賃貸用の集合住宅で所有者から許諾を受けたことを証する書類
- 13-19：国補助の補助金額確定通知書の写し
（国補助を併用する報告の場合）
- 13-20：高圧受変電設備を報告する場合

※リース契約に基づく場合は、申請者に加えて設備の使用者においても申請書類及び実績報告書等の写しを保管しておいてください。

提出用書類等チェックリスト（実績報告時）

No.	提出書類	法人 等事 業者	管理組 合等	提出前に確認✓
				紙媒体 2 部 電子データ 1 式
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○	
2	実績報告書及び補助金交付請求書（第14号様式）	○	○	
3	事業実績書（第2号様式）	○	○	
4	収支精算書（第3号様式）	○	○	
5	振込口座届出書（第16号様式）	○	○	
6	充電設備本体の発注書又は契約書	○	○	
7	充電設備本体の支払い処理が済んでいることが示された領収書等の写し	○	○	
8	充電設備本体の保証書等	○	○	
9	工事費の支払い処理が済んでいることが示された領収書等の写し	○	○	
10	充電設備等設置工事の実績申告（エクセルファイル） 国併用の場合は不要	△	△	
11	工事要部写真（施工中・施工後）（第20号様式）	○	○	
12	完成平面図〔敷地内の配置図・位置図〕	○	○	
13	完成電気系統図（単線結線図など）	○	○	
14	完成配線ルート図（平面図上の配線ルートに、立ち上がり・立ち下り部分の長さ、ケーブルの規格等を記載）	○	○	
15	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し（第18号様式）	○	○	
16	特別措置の支払いを証する書類 （特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合）	△	△	
17	「リース契約書」の写しおよび「貸与料金の算定根拠明細書」（第21号様式） （リース契約に基づく報告の場合）	△	△	
18	利益等排除申告等 （自社又は資本関係にある会社から調達した報告の場合）	△	△	
19	「駐車場賃貸契約の契約書」など （月極駐車場に設置する場合）	△	△	
20	軽微変更理由書	△	△	
21	国補助の補助金額確定通知書の写し （国補助を併用する場合）	△	△	
22	実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要な書類 ・電気自動車等の自動車検査証（車検証）、左記の電気自動車等の発注を完了したことを証する発注書等（事務所・工場等の場合）	△	△	
23	その他協会が必要と認める書類	△	△	

○：提出が必要なもの △：は協会の指示により必要に応じて提出

・3, 4, 12, 13, 14 は交付申請時のものと変更がなければ、内容は同じもので書類名を変更して提出してください。

13-2. 「実績報告書及び補助金交付請求書」

協会は「実績報告書及び補助金交付請求書」（第14号様式）及び添付書類の到着後、受理の可否を判断します。

所定の申請書及び提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受理します。書類が所定の様式でない、申請要件を満たしていない場合等、協会が適正でないと認めたものは、受理しないこととするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由又は修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するよう協会から連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。

13-3. 「事業実績書」

「事業実績書」（第2号様式）により実施内容を確認します。

- ・表題の「事業（変更）計画（実績）書」は、「事業~~（変更）~~計画~~（実績）~~書」に修正してください。
- ・実績報告に伴い、補助金の金額を変更する必要がある場合、原則として減額は認められますが、増額は認められません。

13-4. 「収支精算書」

「収支精算書」（第3号様式）により収支を確認します。

- ・表題の「（変更）収支予算（精算）書」は、「~~（変更）~~収支予算~~（精算）~~書」に修正してください。

13-5. 「振込口座届出書」

- ・補助金は、「振込口座届出書」（第16様式）に記載されている口座に振込払いします。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・口座番号を証する書類として、預金通帳の写しなどを添付してください。

【口座番号を証する書類】

- ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、地方銀行、信用金庫、JA銀行等	・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 （一般的には通帳の表紙の裏の見開きのページが該当）
インターネットバンキング等により通帳がない場合	・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 （振込みに必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
当座預金で通帳がない場合	・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 （振込みに必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
ゆうちょ銀行の場合	・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 （振込みに必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
【注意事項】 ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。	

13-6. 充電設備本体の発注書または契約書

- ・申請者（発注者）が交付決定通知後に発注した充電設備の発注書又は契約書（以下「発注書」といいます。）（写し）を提出してください。
- ・充電設備及び設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請者名の記載

《発注日》

- ・交付決定通知後である日付の記載

《発注先》

- ・見積書と同一の販売会社名であることの記載

《実施箇所名称》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《充電設備》

- ・発注したメーカー名、型式、基数の記載

13-7. 充電設備本体の支払いを証する領収書等

- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書（写し）を提出してください。充電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書に充電設備の支払いを合算している場合は、提出不要です。
- ・領収書の金額が交付申請時の見積書の金額と異なる場合は、詳細な内容を記した内訳書を添付して下さい。

(1) 充電設備本体の支払いを証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《実施箇所名称》

- ・但書等に事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、協会が充電設備購入費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

13-8. 充電設備本体の保証書等

- ・申請者が新規に購入した充電設備本体であることを証する保証書（写し）を提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、若しくはメーカーが認めた第三者が発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）を提出してください。保証書がすぐに準備できないときは、出荷証明書などでも代用可能です。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・充電設備本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

《充電設備メーカー名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《充電設備の型式》

- ・ 充電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・ 製造番号又はシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・ 交付決定日以降の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・ 保証する期間が確認できることの記載

《実施箇所名称》

- ・ 事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

- ・ 一部の充電用コンセントにおいては、納品出荷証明書（写し）の提出を求める場合があります。

充電設備毎の保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。

- ・ 協会が補助対象経費と認めた充電設備のうち、別体の課金機が充電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書（写し）も併せて提出が必要です。

13-9. 工事費の支払いを証する領収書等

- ・ 申請者宛の充電設備等設置工事の領収書を提出してください。
- ・ 施設や建物の新築工事及び改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。
- ・ 領収書の金額が交付申請時の見積書の金額と異なる場合は、詳細な内容を記した内訳書を添付して下さい。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 工事施工会社の名称、住所等の記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《実施箇所名称》

- ・ 但書等に事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

- ・領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、協会が充電設備設置工事費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

13-10. 充電設備等設置工事の実績申告（エクセルファイルへの入力）

充電設備販売会社及び工事施工会社が発行した全ての請求書及び図面を参照し、充電設備等設置工事の実績申告をエクセルファイルに入力した上で、実績報告書類の提出に併せて工事申告ファイルを協会に提出してください。

申告された金額及び工事の内容を基に設置工事補助金額が算定されます。

なお、国補助を併用する場合、一部の置き換え工事を除き、充電設備等の設置工事費は本補助金の対象にならないため、提出は不要です。

13-10-1. 会社別請求書一覧（エクセルファイルへの入力）

「5-10-1. 会社別見積書一覧」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求金額が見積書から変更されている場合は、請求金額を反映させてください。

13-10-2. 充電設備等設置工事实績申告の申告額（エクセルファイルへの入力）

「5-10-2. 充電設備等設置工事申告の申告額」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求書の内訳金額が見積書から変更されている場合は、請求書の内訳書に記載されている金額を反映させてください。

13-10-3. 充電設備等設置工事实績申告の工事内容（エクセルファイルへの入力）

「5-10-3. 充電設備等設置工事申告の工事内容」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更がある場合は、その変更内容を反映させてください。

なお、補助対象経費の増額、20%を超える減額、実施箇所若しくは充電設備の種類の変更、設置基数の増減または発注先の変更がある場合は、協会が承認していることが必要です。詳しくは「11-4. 変更」を参照してください。

13-11. 「工事要部写真」（第20号様式）

- ・工事が完了したことを確認するために求めるものです。
 - ・充電設備等設置工事实績で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。（「5-23. 要部写真の提出資料」を参照）
 - ・撮影した写真は、「施工中要部写真」・「施工後要部写真」の項目毎に提出してください。
- なお、申告された充電設備が性能を担保しているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります
- ・撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
 - ・施工中を撮影した要部写真が必要な工事項目である場合、それが提出されないときは補助対象となりませんので注意してください。
 - ・要部写真は全てカラーで提出してください。

13-12. 完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図

「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」を竣工図面として提出してください。

- ・最終的な実績を正確に反映させてください。
- ・図面名称には、「完成」の記載が必須です。図面名称は、正確に記載してください。
(完成平面図／完成電気系統図／完成配線ルート図)
- ・作成日は、設置工事完了日以降の日付を記載してください。

※図面名称及び作成日以外の記載の必須項目等は、「5-12. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図」を参照してください。

※交付申請時に作成した図面を利用することができます。変更の承認を得た場合は、変更を反映させた図面を提出してください。

13-13. 「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」

- ・申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(第18号様式)の写しを協会へ提出してください。
- ・補助金の交付を受けて設置した全ての充電設備を記載してください。
- ・充電設備以外に記載する項目は、補助金の交付を受けて設置した(1)充電設備設置工事費、(2)案内板設置工事費、(3)付帯設備設置工事費の内、取得価格(物品の単価)が50万円以上のものになります。
例として、キュービクルや複数の充電設備を設置した場合の手元開閉器盤、付帯設備の屋根や小屋等があります。
- ・申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を保有義務期間(設置完了した日から5年間)において、書面にして管理、保管しなければなりません。

13-14. 特別措置の支払いを証する書類 (特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合)

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて急速充電設備を設置した実績報告は、電力会社への支払いを証する書類として以下に示す(1)又は(2)の書類を提出してください。

(1) 電力会社が発行した領収書(写し)

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者又は工事施工会社等宛であることの記載

《発行者》

- ・電力会社名の記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- 《実施箇所名称等》
- ・事業計画書に記載した実施箇所であることが確認できることの記載
- 《領収金額》
- ・領収した金額の記載

(2) 支払ったことを証する振込証明書（写し）

【記載の必須項目】

- 《振込先》
 - ・電力会社名の記載
 - 《振込元》
 - ・振込元の記載
 - 《振込完了日》
 - ・領収日又は振込日の記載
 - 《金融機関名等》
 - ・支払いを行った金融機関名等の記載
 - 《領収印》
 - ・領収したことが確認できる印の記載
 - 《振込金額》
 - ・振込みをした金額の記載
- ・インターネット等による振込の場合には、金融機関発行の支払完了を証する書類（写し）を提出してください。WEB取引の場合は画面を印刷してください。その際は振込手続完了ではなく振込完了（資金移動）が確認できることが必要です。
 - ・金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。

13-15. 「補助金貸与料金の算定根拠明細書」（リース契約に基づく報告の場合）

リース契約が含まれる実績報告は、以下に示す（１）（２）の書類の提出が必要です。

（１）「補助金貸与料金の算定根拠明細書」

- ・最終的な支払金額を反映させた内容により「補助金貸与料金の算定根拠明細書」（第21号様式）を作成し、提出してください。
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりがあることが反映されていることを証明する必要があります。

（２）充電設備及びその設置工事のリース契約書（写し）

リース契約成立後の契約書であることが必要です。

契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等（写し）を提出してください。
 なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《貸貸人》

- ・申請者名の記載

《賃借人》

- ・リースの使用者名の記載

《充電設備情報》

- ・充電設備メーカー名、型式、製造番号又はシリアル番号、基数の記載
契約書にリース対象の充電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、充電設備が特定できる書類（写し）の提出が必要です。

《実施箇所名称》

- ・リース物件の使用場所として、事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《リース期間》

- ・保有義務期間（５年）以上であることの記載

《総額リース料金》

- ・リース料金総額の記載

《補助金の充当》

- ・リース料金総額に受領する補助金が充当されることがわかる料金の記載
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりが見られることがわかる料金の記載

13-16. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）

利益等排除を含む実績報告は、当該調達先との資本関係や利益等排除の方法により以下の書類の提出が必要です。

13-16-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達した場合

（１）申請者の自社調達の場合

- ・当該充電設備の製造原価を証する書類を提出してください。OEMの場合は、申請者が調達先から購入した金額を製造原価として提出してください。

ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類

「記載の必須項目」を確認の上、提出してください。

【記載の必須項目】

《充電設備メーカー名》

- ・申請者（充電設備メーカー）名の記載

《作成日》

- ・本事業開始日以降である日付の記載

《作成者》

- ・申請者（充電設備メーカー）の担当者の記載

《型式》

- ・ 設置した充電設備の型式の記載

《製造原価》

- ・ 設置した充電設備（１基分）の製造原価の記載

《製造番号・シリアル番号》

- ・ 設置した充電設備の製造番号又はシリアル番号の記載

イ. 充電設備本体の発注書（社内伝票等）

自社調達の場合は、発注書の発行がないため、以下に示す書類を提出してください。

【自社製造の場合】

申請の担当者が交付決定通知後に充電設備を管理している部署等へ発注した社内伝票等（写し）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・ 申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発注日》

- ・ 交付決定通知後である日付の記載

《発注先》

- ・ 充電設備を管理している部署名、担当者名の記載

《実施箇所名称》

- ・ 事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《充電設備》

- ・ 発注した充電設備の型式、基数の記載

【OEMの場合】

申請者（充電設備メーカー）が調達先に発注した当該充電設備の発注書（写し）を提出してください。（「12－6. 充電設備本体の発注書又は契約書」を参照）

ウ. 設置した充電設備の製造原価を証明する明細書等

自社調達の場合は、請求書の発行がないため、以下に示す書類を提出してください。

【自社製造の場合】

「ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する書類として、社内で管理している製造原価の明細書等（写し）を提出してください。

【OEMの場合】

「ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する明細書等として、調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した請求書（写

し)を提出してください。

エ. 充電設備本体の支払いを証する領収書（出荷伝票等）

自社調達の場合は、領収書の発行がないため、以下に示す書類を提出してください。

【自社製造の場合】

当該充電設備を出荷したことを証する書類として、社内で管理している出荷伝票等（写し）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成者》

- ・申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発行日・出荷日》

- ・交付決定通知後である日付の記載

《実施箇所名称》

- ・事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載

《充電設備》

- ・出荷した充電設備の型式、基数の記載

【OEMの場合】

調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した領収書（写し）を提出してください。（「13-7. 充電設備本体の支払いを証する領収書等」を参照）

（2）100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

13-16-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達した場合

（２）100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

13-16-3. 設置工事を資本関係に工事施工会社から調達した場合

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先毎に作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等も併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載
- 《日付》
- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

13-17. 管理組合から許諾を受けたことを証する書類

分譲済集合住宅で管理組合から許諾を受けた法人の場合の提出書類についての補足説明になります。

13-17-1. 提出書類

13-17-2：駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等、写し）

13-17-2. 駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等、写し）

【記載の必須項目】

- 《契約日》
 - ・ 2者間で契約した日付の記載
- 《実施箇所名称》
 - ・ 事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載
- 《申請者名》
 - ・ 申請者名の記載
- 《管理組合名》
 - ・ 管理組合名の記載
- 《管理組合の住所》
 - ・ 管理組合の住所の記載
- 《契約期間》
 - ・ 契約期間の記載
- 《充電設備の利用方法》
 - ・ 充電設備の利用方法の記載
 - ・ 集合住宅の居住者が充電設備を利用する際の方法の記載

13-18. 賃貸用の集合住宅で所有者から許諾を受けたことを証する書類

賃貸用の集合住宅で所有者から許諾を受けた法人の場合の提出書類についての補足説明になります。

13-18-1. 提出書類

13-17-2：駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等、写し）

13-18-2. 駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等、写し）

【記載の必須項目】

- 《契約日》
 - ・ 2者間で契約した日付の記載
- 《実施箇所名称》

- ・ 事業計画書に記載した実施箇所の名称の記載
- 《申請者名》
 - ・ 申請者名の記載
- 《所有者》
 - ・ 集合住宅の所有者名の記載
- 《所有者の住所》
 - ・ 集合住宅の所有者の住所の記載
- 《契約期間》
 - ・ 契約期間の記載
- 《充電設備の利用方法》
 - ・ 充電設備の利用方法の記載
 - ・ 集合住宅の居住者が充電設備を利用する際の方法の記載

13-19. 国補助の補助金額確定通知書の写し（国補助等を併用する報告の場合）

- ・ 国補助の交付決定を受け、本補助金と併用する申請の場合、国補助の補助金額確定通知書の写しを提出してください。
- ・ 国補助について、実績報告書を提出しているものの、補助金額確定通知がなされていない場合は、他の書類を先に提出し、国補助の補助金額確定通知書が届いたら速やかにその写しを追加提出してください。
- ・ 市町村や他団体からの補助を受けた場合も、補助金額の確定通知書に相当する書類を提出してください。

13-20. 高圧受変電設備を報告する場合

- ・ 高圧受変電設備設置工事費を申告して設置した報告の場合、以下に示す（１）の書類および高圧受変電設備を新設または増設した場合は（２）、変圧器のみ増設した場合は（３）の書類を提出してください。

（１）完成単線結線図

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・ 「完成単線結線図」との記載（不備事例：竣工図、完成図面等）

《基本情報》

- ・ 申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（設置工事完了日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・ 容量等の仕様の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：MCCB3P）容量（例：250AF/200AT）の記載
- 《その他の設備等の仕様》
- ・変圧器やブレーカー以外に設置した設備の仕様の記載

（２）キュービクル（高圧受変電設備）の仕様書（メーカー発行の納入仕様書等）

【記載の必須項目】

《発行元》

- ・キュービクルの製造メーカー名の記載

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《承認図》

- ・本体の寸法や構造等の記載

《使用機器明細書》

- ・本体に設置した設備の記号、名称、定格等の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・その他、キュービクルにかかわる仕様の記載

（３）変圧器の仕様書

【記載の必須項目】

《発行元》

- ・変圧器の製造メーカー名の記載

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・容量や相、結線等の仕様の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・その他、変圧器にかかわる仕様の記載

14. 取下げ・変更等

14-1. 申請取下げ

申請者は、補助金交付決定又は変更交付決定がなされた場合において、決定内容又はそれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、申請の取下げをすることができます。この場合は、交付（変更）申請取下書（第12号様式）を提出してください。

また、申請後、申請者の都合等により補助金交付決定又は変更交付決定がなされる前に申請を取下げする場合についても、交付（変更）申請取下書（第12号様式）を提出してください。

申請の取下げをしたいときは、協会にその旨を連絡してください。

14-2. 実施状況の報告

申請者は、充電設備設置の実施状況や確認すべき事由について協会が報告を求めた場合は、「実施状況等報告書」（第11号様式）を協会の指定する期日までに提出する必要があります。

14-3. 工事完了日遅延等報告

充電設備の設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合は、速やかに協会に報告する必要があります。

ただし、報告した場合でも実績報告の最終期限は令和7年1月15日（水）となります。これ以降となる場合は、助成金の交付を受けられない場合があります。

14-4. 変更

- ・ 交付決定通知後に、申請した際の工事計画等の内容を変更する場合、協会に「変更申請書」（第8号様式）及び必要な添付書類を提出し、承認を得る必要がある場合があります。
- ・ 変更に伴い、補助金の金額を変更する必要がある場合、原則として減額は認められますが、増額は認められません。

【申請が必要な場合】

- ・ 補助対象経費の増額又は20%を超える減額
- ・ 実施箇所的大幅な変更、若しくは充電設備の種類の変更又は設置基数の増減
- ・ 申請が不要な軽微な変更がある場合は、実績報告書に「軽微変更理由書」を添付してください。

【申請に必要な書類】

- ・ 「変更申請書」（第8号様式）
- ・ 「事業変更計画書」（第2号様式）
- ・ 「変更収支予算書」（第3号様式）
- ・ その他、先に提出した書類のうち変更があったもの

14-4-1. 「変更申請書」

協会は「変更申請書」（第8号様式）及び添付書類の到着後、受理の可否を判断します。

所定の申請書及び提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受理し、申請書が所定の様式でない、申請要件を満たしていない場合等、協会が適正でないと認めたものは、受理しないこととするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由又は修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するよう協会から連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。

「補助金交付申請額」は、「事業変更計画書」の「3 事業費、補助金額等について」の「(1) 充電設備の購入費」と「(2) 充電設備の設置工事費」の「補助金額」欄を合計した金額を記入してください。また、「直近の交付決定額」は、協会からの交付決定通知書に記載されている「補助金の額」を転記してください。

14-4-2. 「事業変更計画書」

「事業計画書」（第2号様式）により事業の変更内容を確認します。

- ・表題の「事業（変更）計画（実績）書」は、「事業—（変更）—計画—（実績）—書」に修正してください。
- ・「3 事業費、補助金額等について」は、上段に変更後、下段に交付申請時カッコ書きの二段書きで記入してください。

14-4-3. 「変更収支予算書」

「変更収支予算書」（第3号様式）により内容を確認します。

- ・表題の「（変更）収支予算（精算）書」は、「—（変更）—収支予算—（精算）—書」に修正してください。
- ・上段に変更後、下段に交付申請時カッコ書きの二段書きで記入してください。

15. 財産処分の手続き

15-1. 処分を制限された取得財産等の処分

- (1) 補助金の交付を受けた方が、「処分を制限された取得財産等」（充電設備及び取得価格が単価 50 万円以上の付帯設備）を処分（本補助金の事業の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること）することは財産処分に該当します。
- (2) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産等の処分を制限する期間（5 年）」内にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」（第 17 号様式）を協会（令和 7 年 3 月 18 日以降は鹿児島県。以下同じ。）へ提出し、協会の承認を得ることが必要です。
- (3) 協会が、処分を制限された取得財産等の処分を承認する場合においても、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) 協会の承認を得ずに、処分を制限された取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、協会は補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) 次のア～エの処分は、協会が提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し、補助金の返還を不要と認めることがあります。
 - ア 処分を制限された取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。（天災又は過失のない事故等により処分を制限された取得財産等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
 - イ 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
 - ウ 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとして協会が認めるもの。
 - エ その他協会が充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

15-2. 処分をする場合の手続きと注意事項

- (1) 手続きについて
 - ・ 補助金の交付を受けた方が、やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には、事前に協会に「財産処分承認申請書」（第 17 号様式）を提出しなくてはなりません。
 - ・ 協会は、「財産処分承認申請書」を受けて処分内容を判断し、承認する場合には、

その旨を通知します。この場合、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

※協会からの財産処分承認通知前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。

(2) 注意事項

ア 補助金の扱い

- ・ 保有期間や処分の事由等によって、協会が指示する金額の補助金を指定する期限までに返還しなければなりません。なお、期限までに返還しない場合は、返還期日から返還日までの日数に応じ、年利 10.95%で計算した延滞金が発生します。
- ・ 取得財産等を処分することによって収入があると協会が判断する場合は、その収入の全部又は一部の納付を求めることがあります。
- ・ 補助金の返還の有無や返還額は、処分の目的、事由、提出された財産処分承認申請書等の内容に基づき協会で決定します。

イ 協会の承認を得ずに、処分を制限されている取得財産等を処分した場合

- ・ 処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ・ 上記の場合は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて加算金（年 10.95%で計算した加算金）の納付も併せて求めることがあります。

15-3. 取得財産等の譲渡

有償譲渡、無償譲渡を問わず、財産処分として、処分前に協会に「財産処分承認申請書」（第 17 号様式）の提出が必要です。協会からの財産処分承認通知前に譲渡してはなりません。

譲渡後の取得財産等の利用状況等によっては、補助金申請者に交付済みの補助金の全部又は一部の返還義務が発生することがあります。

15-4. 取得財産等の廃棄

廃棄するときには、財産処分として、処分前に協会に「財産処分承認申請書」（第 17 号様式）の提出が必要です。協会からの財産処分承認通知前に廃棄してはなりません。

廃棄の場合、原則、交付済み補助金の全部又は一部の返還義務が発生します。

ただし、天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、被災（罹災）証明書若しくは事故等の過失が補助金の交付を受けた方ないことが分かる証明書など（写し）の提出、及び廃棄後の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票、写し）の提出を受けて協会が認める場合は、補助金の返還義務が生じないことがあります。

15－5．取得財産等の移設

取得財産等の移設（設置場所の変更）をするときには、原則、財産処分として、移設前に協会に「財産処分承認申請書」（第 17 号様式）の提出が必要です。協会からの財産処分承認通知前に移設してはなりません。

移設の場合、移設前と同様の使用条件で使用し続ける場合であって、協会が認める場合は補助金の返還義務が生じないことがあります。

16. 補助事業の経理

16-1. 補助事業の経理の書類保管及び処理等

- (1) 申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類（見積書、契約書・発注書、領収書等の帳票類）も明確に区分することが必要です。
- (2) 補助金の交付を受けて実施した充電設備等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、その収入額及び支出額を記入し、補助金の使途を明らかにすることが必要です。
- (3) 会計帳簿等及び収支に関する証拠書類（見積書、契約書・発注書及び領収書等の帳票類）、申請書類等（以下「書類一式」という。）は、設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間いつでも閲覧できるように申請者が保管しなくてはなりません。
ただし、個人の申請において、上記の経理処理（会計帳簿の管理など）が困難な場合でも、見積書、契約書・発注書及び領収書等の帳票類を、設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間、申請者が保管しなくてはなりません。さらにリース契約に基づく場合は、書類一式の写しを設備の使用者においても保管するようにして下さい。
- (4) 本補助金の経理処理（圧縮記帳関連規定の適用）は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。具体的な経理処理方法については税理士事務所等にご相談ください。

17. 補助事業の調査

17-1. 実地調査（立入調査）

協会（令和8年3月14日以降は鹿児島県）は、補助金の交付業務の適正な運営を図るために、必要に応じて、補助金受給後の申請者に対し、設置された充電設備の使用・管理状況及び会計帳簿等の収支に関する証拠書類の保管状況について、設置場所及び申請者の事務所などへ立ち入り、調査を実施することがあります。

申請者は、協会から調査依頼の要請があった場合は、これに協力しなければなりません。

【調査対象となる書類】

- ・ 協会へ補助金交付申請をした書類一式（交付申請書類、実績報告書類）
- ・ 協会が発行した書類一式

改訂履歷

令和 7 年度電気自動車等の充電設備整備事業 補助金申請の手引き

令和 7 年 6 月 2 日発行 (Ver. 1)

お問い合わせ先・書類送付先

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

電気自動車等の充電設備整備事業補助金受付窓口

〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目 1 番地 5

電 話 099-202-0128

ファクス 099-284-6257

E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp

URL <https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/>

受付時間 9:00~12:00, 13:00~17:00

(土日、祝祭日を除く)